

R 7 宮繕 海部高等学校 海・大里 トイレ改修工事

通し 番号	図面番号	図面名	通し 番号	図面番号	図面名	通し 番号	図面番号	図面名
01	共-01・02	共通仕様書 1、2	22	電特-01	電気設備工事特記仕様書 1	28	機特-01	機械設備工事特記仕様書 1
02	共-03・04	共通仕様書 3、4	23	電特-02	電気設備工事特記仕様書 2	29	機特-02	機械設備工事特記仕様書 2
03	共-05・06	共通仕様書 5、6	24	E-01	照明器具姿図、器具表、盤結線図	30	M-01	器具表・系統図
04	改特-01	改修特記仕様書 1	25	E-02	電灯設備 1 階平面図（改修前後）	31	M-02	1・2 階平面図（改修後）
05	改特-02	改修特記仕様書 2	26	E-03	電灯設備 2 階平面図（改修前後）	32	M-03	女子・男子便所平面詳細図（改修前後）
06	改特-03	改修特記仕様書 3	27	E-04	コンセント設備 2 階平面図（改修後）	33	M-04	換気設備 女子・男子便所平面詳細図
07	A-01	付近見取図・配置図・支障物件図				34	M-05	支障物件確認図 1・2 階平面図（改修前）
08	A-02	敷地内仮設計画図・概略工程表				35		参考工程表
09	A-03	建物内仮設計画図						
10	A-04	仕上表						
11	A-05	1 階平面図（改修前後）						
12	A-06	2 階平面図（改修前後）						
13	A-07	男子便所 断面詳細図（改修前後）						
14	A-08	女子便所 断面詳細図（改修前後）						
15	A-09	平面詳細図（改修前後）						
16	A-10	1、2 階天井伏図（改修前後）						
17	A-11	展開図（改修前後）						
18	A-12	建具表（改修前後）						
19	A-13	部分詳細図 1						
20	A-14	部分詳細図 2						
21	A-15	トイレブース詳細図（参考図）						

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	課員	担当

営繕工事共通仕様書

Ⅰ. 工事概要

1. 工事名称

R7営繕
海部高等学校
海・大里
トイレ改修工事

2. 工事場所

海部郡海陽町大里

3. 建物概要

建物名称	徳島県立海部高等学校 セミナーハウス
構造・規模	RC造 地上2階
敷地面積	(㎡)
延床面積	(㎡)
消防法施行令別表第1の区分	7項

4. 工事種目

種目	工事概要
建築一式工事	セミナーハウス2階男女便所改修工事
電気工事一式	上記に伴う、改修工事
空調工事一式	上記に伴う、改修工事

5. その他

本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく特例措置の対象工事である。

Ⅱ. 営繕工事共通仕様書

1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「標仕」という。)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「改標仕」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版
- 木造建築工事標準仕様書 令和4年版
- 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版
- 建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和4年版
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和4年版
- 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。

- 建築工事監理指針 令和4年版(以下「監理指針」という。)
- 建築改修工事監理指針 令和4年版
- 電気設備工事監理指針 令和4年版
- 機械設備工事監理指針 令和4年版

2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- 質問回答書(②から⑤に対するもの)
- 補足説明書
- 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)
- 図面
- 公共建築工事標準仕様書等

3. 工事実績データの登録

- 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。
受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
・登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
・しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
・訂正時は、適宜とする。
なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。
- 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。
なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

5. 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日)という。

6. 施工計画書等

- 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。
- 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7. 下請負人の選定

- 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。

- 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。)

8. 施工体制台帳及び施工体系図

- 施工体制台帳の作成
受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

- 施工体系図の作成及び揭示
受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

- 警備業者の記載
受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

4 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

5 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

6 再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9. 電気保安技術者等

- 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
 - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- 工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10. 施工中の安全確保

- 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
- 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと
- 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。
- 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。
- 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。))又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。))を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
- 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
- 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
- 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
- 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
- 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
- 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
- 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
- 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。
- 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
- 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

11. 交通安全管理

① 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

② 過積載による違法運行の防止

受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。

- 積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
- さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
- 過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
- 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
- 過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

- ② 当初請負対象金額(設計金額)3千万円以上の工事
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。
- 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。
- (注)洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。
- (注)快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

20. 設計変更箇所確認
設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。
また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

21. 工事検査及び技術検査
- ① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。
- | 当初請負対象額 | 一般入札工事 | 低入札工事 |
|--------------|--------|-------|
| 3千万円未満 | — | 1回 |
| 3千万円以上5千万円未満 | — | 2回 |
| 5千万円以上1億円未満 | 1回 | 2回 |
| 1億円以上 | 2回 | 3回 |
- (注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。
(注)一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。
- ② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- ③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- ④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
- ⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

22. 完成図等
- ① 電子納品：対象
- ② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」とすること。
- ③ 提出書類
- ・竣工図(製本3部、電子データ2部)(サイズ:監督員の指示による)
 - ・工事写真(電子データ2部)
 - ・使用材料一覧表(竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部)
 - ・保全に関する資料
 - ・その他監督員が指示する図書(必要部数)
- ④ しゅん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びリジナル形式をCD-R等に保存する。
- ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。
- ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。
- | 区 分 | サ イ ズ |
|-------|------------------|
| 着 手 前 | カラー、手札版又はサービスサイズ |
| 施 工 中 | カラー、手札版又はサービスサイズ |
| 完成写真 | カラー、手札版又はサービスサイズ |
- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

23. デジタル工事写真の小黑板情報電子化
- ① 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。
- ② 対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。

24. 火災保険
本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負額に応じて付保する。(標準請負契約約款 第55条)

- ① 対象物
工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。
- ② 保除外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえが必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)
- ③ 付保する時期及び金額
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当 額を付保する。
- ④ 保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤ その他
- ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
 - ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

25. 公共事業労務費調査
- ① 当初請負対象金額(設計金額)が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- ④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む)が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

26. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除
- ① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合(②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき)には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。

- ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。
- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」(以下「約款」という。)第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- ⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- ⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

Ⅲ. 改修工事特記仕様書

章

一

章

一

般

共

通

事

項

項

目

1. 施工条件

2. 重要備品等

3. 施工調査

4. 交通誘導警備員

5. 産業廃棄物の処理

特記事項

◎施工条件は次による。
・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
・本工事においては、8:00～17:00までとする。
・本工事においては、騒音等の施設運営に支障となる解体工事は、事前に施設管理者と日程の協議を行うこと。
・資機材の搬入・搬出経路については別図のとおりとする。なお、図示以外の経路を必要とする場合は、施設管理者に協議し承諾を得ること。
・施設内では、別図に示す作業員動線図に基づき移動し、工事区域外への立入りに十分注意すること。
・現場着手前に改修範囲について入念な現地調査を行うと共に、施設管理者へのヒアリングを行い、その結果を施工計画・仮設計画・施工図等の作成に十分活用すること。
・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

◎工事に影響のある範囲内の重要備品等（有・無）
備品等名称：
保管場所：
注意事項：

◎調査期間
本工事の着手時に、給排水、ガス管、空調ダクト、地下埋設物等の改修工事部分の調査を行う。
調査期間は 1 週間とする。

◎交通誘導警備員
交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に10日間配置すること。
・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（ ・ 義務付けられている ◎ 義務付けられていない ）。
・警備員は、延 10人（昼 10人、夜 0人：うち検定合格警備員○人）を見込んでいる。
・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。
また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

◎産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。
（注）表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す。

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (円) (税抜き)	単位
コンクリート (無筋)	(有) 西野建材		海部郡海陽町大里字松原32-163 海部郡海陽町大里字松原32-163	1.3	2,100	t
コンクリート (有筋)	(有) 西野建材		海部郡海陽町大里字松原32-163 海部郡海陽町大里字松原32-163	1.3	2,300	t
金属 (処分)	虎尾商事 (有)		阿南市橘町東中浜174 阿南市橘町東中浜174	48.0	0	t
がら	(財) 徳島環境整備公社 (株)		阿南市橘町小勝187の地先 阿南市橘町小勝187の地先	46.6	5,640	t
木材	(有) 青藍		阿南市桑野町尾花117 阿南市桑野町尾花117	44.1	10,000	t

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (円) (税抜き)	単位
鉄骨・軽量鉄骨	-	-	-	-	-	t

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (円) (税抜き)	単位
廃がら	(財) 徳島環境整備公社 (株)		阿南市橘町小勝187の地先 阿南市橘町小勝187の地先	46.6	35,000	t
石膏ボード	(有) 山一建設		阿波市市場町香美字西原284-1 阿波市市場町香美字西原284-1	100.4	15,000	t

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (円) (税抜き)	単位
7×8×12含有 成形板等	(株) 明和カラーン		三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956	164.8	36,000	m3

上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。
また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産廃処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。
ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

章

項 目

特 記 事 項

6. 他工事との取り合い

◎他工事との取り合い区分

項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他
梁、壁、床スリーブ入れ		○	○	○	
同上穴埋補修		○	○	○	
スリーブ開口補強(鉄筋)	○				
同上(リンブレン等)	○				
床、天井点検口	○				
設備機器天井開口墨出		○	○	○	
同上切込み及び開口補強	○				
衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め			○		
縦樋(6Lまで)	○				
壁、便器等の箱入れ		○	○	○	
同上補強	○				
給排水ガラリ取り付け	○				
小便器、洗面器、SK取付用壁下地補強	○				
トイレブースパネルの加工・補強 (コンセント取付用の通線口、器具取付用補強等)	○				

7. 技能士の適用

◎技能士の適用については、 次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。
技能士は、 職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
技能士は、 適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、 資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印 …… 適用作業

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アスファルト常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調調和機器施工	・ 冷凍空調調和機器施工作業

章	項 目	特 記 事 項																
二 章 改 修 仮 設 工 事	1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告する。																
	2. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②（一社）仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく（一社）仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。 ◎内部足場（種類：脚立足場） ・壁つなぎ間隔（水平方向： m以下、鉛直方向： m以下） ◎足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。 ◎足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。																
	3. 養生	◎既存部分の養生範囲は図示による。（養生方法： 図示 ） ◎仮間仕切りは、（ ・ A種 ○ B種 ・ C種 ）とする。 仮間仕切り壁：LGS(65型)下地 GB-Rt=9.5 片面 素地 仮設片開き扉：W900 H2000 木製合板貼程度鍵付																
	4. 監督員事務所	◎監督員事務所は（ ・ 設ける（面積 m2程度） ○ 設けない ）																
	5. 工事用水、電力等	◎既存電力利用（ ○ 出来る ・ 出来ない ）、電力料金（ 有償 ・ 無償 ） ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存水利用（ ○ 出来る ・ 出来ない ）、用水料金（ 有償 ・ 無償 ） ただし、施設管理者と協議すること。																
	6. 工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等	◎同用地は、（ ○ 図示の場所に ・ 用意していないので業者にて ）設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。																
三 章 鉄 筋 工 事	1. 材料	<table><tr><th>規格番号</th><th>規格名称</th><th>種類の記号</th><th>径(mm)</th></tr><tr><td>JIS G 3112</td><td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td><td>SD295</td><td>D10、D13</td></tr><tr><td>—</td><td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>JIS G 3661</td><td>溶接金網及び鉄筋格子</td><td>網目の形状： 寸法： 径：—</td><td>—</td></tr></table>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295	D10、D13	—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—	JIS G 3661	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：—	—
規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)															
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295	D10、D13															
—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—															
JIS G 3661	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：—	—															
	2. 材料試験	◎材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。																
	3. 鉄筋の継手及び定着	◎鉄筋の継手は（ ・ 重ね継手 ・ ガス圧継手 ・ 機械式継手 ○ 溶接継手 ）とする。 原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手を用いない。 ◎鉄筋の継手の位置は図示による。 ◎結束線の端部は内側に折り曲げる。 ◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。 また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。 ただし、地階を有しない階土間を除く。 ◎鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。 ◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。																
	4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図【1節－基礎及び基礎梁の配筋】～【7節－梁貫通孔その他配筋】による。																
	5. 溶接継手	◎溶接継手の種類（フレア溶接）、工法（両面溶接（5d以上）下向きもしくは片面溶接（10d以上）下向き） ◎品質の確認方法（外観検査 ） ◎鉄筋相互のあき（標仕 5.3.5(4)による） ◎不合格となった継手部への措置																
	6. 配筋検査	◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。																

項 目		特 記 事 項		項 目		特 記 事 項																																																																						
四 章 コ ン ク リ ー ト 工 事	1. 一般事項	◎コンクリートの種別 ・Ⅰ類（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート） ・Ⅱ類（JIS A 5308への適合したコンクリート） ◎設計基準強度 <table><tr><td>コンクリートの種類</td><td>設計基準強度 Fc (N/mm2)</td><td>調合管理 強度 Fn (N/mm2)</td><td>スランプ (cm)</td><td>強度試験の有無</td><td>種別</td><td>気乾単位 容積重量 (t/m3)</td><td>適用箇所</td></tr><tr><td>普通</td><td>21</td><td>Fc+S</td><td>15・18</td><td>有</td><td>Ⅰ類</td><td>2.1～2.5</td><td>便所床スラブ</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度（Fc）に構造体強度補正值（S）を加えた値とする。 なお、構造体強度補正值（S）は標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。 ◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。		コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm2)	調合管理 強度 Fn (N/mm2)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位 容積重量 (t/m3)	適用箇所	普通	21	Fc+S	15・ 18	有	Ⅰ類	2.1～2.5	便所床スラブ									六 章 内 装 改 修 工 事	1. 一般事項	◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。 ◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。 ◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。 ①床改修 ◎既設床仕上げ材の除去 改標仕6.2.2（1）参照 <table><tr><td>種 類</td><td>撤去工法</td><td>撤去範囲</td><td>備 考</td></tr><tr><td>・ビニール床シート ・ビニール床タイル ・ゴム系床タイル</td><td>改標仕6.2.2(1)(ア)による</td><td>・全面 ・ 一部(図示)</td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td>・合成樹脂塗床</td><td>機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)</td><td>・全面 ・ 一部(図示)</td></tr><tr><td>・フローリング張床</td><td>改標仕6.2.2(1)(ウ)</td><td>・全面 ・ 一部(図示)</td></tr><tr><td>◎床タイル ・床組</td><td>改標仕6.2.2(1)(エ) 改標仕6.2.2(1)(オ)</td><td>・全面 ○ 一部(図示) ・全面 ・ 一部(図示)</td></tr></table> ◎床タイルの下地処理 <table><tr><td>下地の状況</td><td>下地処理方法</td><td>備 考 欄</td></tr><tr><td>床タイルの撤去</td><td>セメント系モルタル材</td><td>和風便器部分のみ</td></tr></table> ◎改修後の床の清掃範囲は図示する。 ②壁改修 ・コンクリート間仕切り壁 改標仕6.3.2（1）参照 ◎C面台面撤去に伴う構造体の補修 モルタル塗り ※施工場所は図示による。 塗り厚25mm超の場合の補修を（・行う ○ 行わない） <table><tr><td>機械等の区分</td><td>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</td></tr><tr><td>・油圧クラッシャー使用</td><td></td></tr><tr><td>◎ダイヤモンドカッター使用</td><td>コンクリートブロック取り合い部分</td></tr><tr><td>◎ハンドブレンダー使用</td><td>コンクリートブロック取り合い部分</td></tr><tr><td>・アグレッシブウォータージェット使用</td><td></td></tr></table> ・木製及び軽量鉄骨間仕切り壁 改標仕6.3.2（2）、（3）及び（4）参照 <table><tr><td>撤 去 区 分</td><td>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</td></tr><tr><td>壁下地を含む全面</td><td></td></tr><tr><td>ボード面まで</td><td></td></tr><tr><td>ボード面を残し仕上げのみ</td><td></td></tr></table>		種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考	・ビニール床シート ・ビニール床タイル ・ゴム系床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	・全面 ・ 一部(図示)		・合成樹脂塗床	機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)	・全面 ・ 一部(図示)	・フローリング張床	改標仕6.2.2(1)(ウ)	・全面 ・ 一部(図示)	◎床タイル ・床組	改標仕6.2.2(1)(エ) 改標仕6.2.2(1)(オ)	・全面 ○ 一部(図示) ・全面 ・ 一部(図示)	下地の状況	下地処理方法	備 考 欄	床タイルの撤去	セメント系モルタル材	和風便器部分のみ	機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	・油圧クラッシャー使用		◎ダイヤモンドカッター使用	コンクリートブロック取り合い部分	◎ハンドブレンダー使用	コンクリートブロック取り合い部分	・アグレッシブウォータージェット使用		撤 去 区 分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	壁下地を含む全面		ボード面まで		ボード面を残し仕上げのみ		七 章 塗 装 改 修 工 事	6. 軽量鉄骨壁下地	◎JIS A 6517の規格品とする。 ◎スタッド、ランナ等の種類は、90 型とし、改標仕表6.7.1による。 ◎出入口及びこれに準ずる開口部の補強は（・改標仕6.7.4（5）による ・ ） ◎ダクト類の開口部の補強にあたり、取付け強度を必要とする場合は、監督職員との協議による。	
	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm2)	調合管理 強度 Fn (N/mm2)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位 容積重量 (t/m3)	適用箇所																																																																				
	普通	21	Fc+S	15・ 18	有	Ⅰ類	2.1～2.5	便所床スラブ																																																																				
種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考																																																																									
・ビニール床シート ・ビニール床タイル ・ゴム系床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	・全面 ・ 一部(図示)																																																																										
・合成樹脂塗床	機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)	・全面 ・ 一部(図示)																																																																										
・フローリング張床	改標仕6.2.2(1)(ウ)	・全面 ・ 一部(図示)																																																																										
◎床タイル ・床組	改標仕6.2.2(1)(エ) 改標仕6.2.2(1)(オ)	・全面 ○ 一部(図示) ・全面 ・ 一部(図示)																																																																										
下地の状況	下地処理方法	備 考 欄																																																																										
床タイルの撤去	セメント系モルタル材	和風便器部分のみ																																																																										
機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																																																																											
・油圧クラッシャー使用																																																																												
◎ダイヤモンドカッター使用	コンクリートブロック取り合い部分																																																																											
◎ハンドブレンダー使用	コンクリートブロック取り合い部分																																																																											
・アグレッシブウォータージェット使用																																																																												
撤 去 区 分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																																																																											
壁下地を含む全面																																																																												
ボード面まで																																																																												
ボード面を残し仕上げのみ																																																																												
7. 軽量鉄骨天井下地	◎JIS A 6517の規格品とする。 ◎野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕表6.6.1による。 ◎既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4（1）（ウ）による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用すること。																																																																											
8. ビニル床シート張り（JIS A 5705） ビニル床タイル張り（JIS A 5705） 及びゴム床タイル張り	<table><tr><td>材質</td><td>種類・種類</td><td>色柄</td><td>厚さ</td><td colspan="2">幅 木 材質 厚さ 高さ</td><td>接着剤</td><td>施工箇所</td><td>備 考</td></tr><tr><td>ビニル床シート</td><td>複層</td><td>FS</td><td></td><td>2mm</td><td>床材張上げ</td><td>2mm 100mm</td><td>エポキシ樹脂系</td><td>図示</td><td>熱溶接工法 高耐久抗菌UV樹脂コーティング 消臭機能・ノックレス</td></tr></table> ◎幅木：材質（ビニル床シート張上げ ）， 高さ（ 60 ・ 70 ・ 100 ）		材質	種類・種類	色柄	厚さ	幅 木 材質 厚さ 高さ		接着剤	施工箇所	備 考	ビニル床シート	複層	FS		2mm	床材張上げ	2mm 100mm	エポキシ樹脂系	図示	熱溶接工法 高耐久抗菌UV樹脂コーティング 消臭機能・ノックレス																																																							
材質	種類・種類	色柄	厚さ	幅 木 材質 厚さ 高さ		接着剤	施工箇所	備 考																																																																				
ビニル床シート	複層	FS		2mm	床材張上げ	2mm 100mm	エポキシ樹脂系	図示	熱溶接工法 高耐久抗菌UV樹脂コーティング 消臭機能・ノックレス																																																																			
9. セッコウボードその他 ボード及び合板張り	<table><tr><td>材種・規格品</td><td>施工箇所</td><td>工法</td><td>厚さ (mm)</td><td>不燃材等の 区分</td><td>小ねじ・釘・ 接着剤の 種類</td><td>下地の 種類</td><td>備 考</td></tr><tr><td>セッコウボード GB-S JIS A 6901の規格品</td><td>壁</td><td>突付け</td><td>12.5</td><td>不燃</td><td>小ねじ</td><td>軽量鉄骨下地</td><td></td><td></td></tr><tr><td>化粧セッコウボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品</td><td>天井</td><td>突付け</td><td>9.5</td><td>不燃</td><td>小ねじ</td><td>軽量鉄骨下地</td><td></td><td></td></tr><tr><td>メラミン不燃化粧板 JIS A 6902.3の規格品</td><td>壁</td><td>目通し スリット</td><td>3</td><td>不燃</td><td>直貼専用 接着剤</td><td>在来材 GB-S 構造用合板</td><td></td><td></td></tr><tr><td>構造用合板 農林省告示第233号</td><td>壁</td><td>突付け</td><td>12 15</td><td></td><td>釘</td><td>軽量鉄骨下地 構造用合板</td><td></td><td></td></tr></table> ◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。		材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材等の 区分	小ねじ・釘・ 接着剤の 種類	下地の 種類	備 考	セッコウボード GB-S JIS A 6901の規格品	壁	突付け	12.5	不燃	小ねじ	軽量鉄骨下地			化粧セッコウボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品	天井	突付け	9.5	不燃	小ねじ	軽量鉄骨下地			メラミン不燃化粧板 JIS A 6902.3の規格品	壁	目通し スリット	3	不燃	直貼専用 接着剤	在来材 GB-S 構造用合板			構造用合板 農林省告示第233号	壁	突付け	12 15		釘	軽量鉄骨下地 構造用合板																																
材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材等の 区分	小ねじ・釘・ 接着剤の 種類	下地の 種類	備 考																																																																					
セッコウボード GB-S JIS A 6901の規格品	壁	突付け	12.5	不燃	小ねじ	軽量鉄骨下地																																																																						
化粧セッコウボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品	天井	突付け	9.5	不燃	小ねじ	軽量鉄骨下地																																																																						
メラミン不燃化粧板 JIS A 6902.3の規格品	壁	目通し スリット	3	不燃	直貼専用 接着剤	在来材 GB-S 構造用合板																																																																						
構造用合板 農林省告示第233号	壁	突付け	12 15		釘	軽量鉄骨下地 構造用合板																																																																						
10. モルタル塗り	<table><tr><td>施工箇所</td><td>仕上げの種類</td><td>目地の材質</td><td>防水の有無</td><td>備 考</td></tr><tr><td>CB壁撤去跡</td><td>コテ押え</td><td>—</td><td>無</td><td></td><td></td></tr></table> ◎モルタルは ○ 現場調合材料 ・既調合材料）とする。 現場調合材料の場合は改標仕6.15.3（1）（ア）、既調合材料の場合はJIS A 6916による。 ◎目地の位置及び寸法は図示による。 ◎防水モルタルに用いる防水剤の使用方法是、製造所の仕様による。 ◎総塗り厚さが25mm以上となる場合は、剥落防止工法とすること。		施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備 考	CB壁撤去跡	コテ押え	—	無																																																																	
施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備 考																																																																								
CB壁撤去跡	コテ押え	—	無																																																																									
11. セルフレベリング材塗り	◎セルフレベリング材の種類（ ・ セッコウ系 ○ セメント系 ） 塗り厚さ（ 10 ）mm ◎シーラーその他の材料は、セルフレベリング材製造所の指定する製品とする。																																																																											
12. 接着剤	◎壁紙施工でん粉系接着剤、ユリア樹脂等（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																																																											
13. 既製家具	◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																																																											
五 章 防 水 改 修 工 事	1. 一般事項	◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等の状況により、設計図書に定められた施工方法によることが不適当な場合は監督員と協議すること。 ◎降雨等に対する養生方法は、（ 上屋シート養生 ・ 下階天井養生 ・ その他（ ） ）とする。																																																																										
	2. シーリング	◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。 ◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。 ◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。 ◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を（・行う ○ 行わない）。 ◎種類及び施工箇所 <table><tr><td>記 号</td><td>材 質</td><td>施工箇所</td><td>寸 法</td><td>接着試験</td><td>備 考</td></tr><tr><td>SR-1</td><td>1成分シリコーン系</td><td>内壁：メラミン不燃化粧板部分 洗面カウンター・他水廻り</td><td>3×3 5×5</td><td>— —</td><td>防かびタイプ 防かびタイプ</td></tr><tr><td>MS-2</td><td>変成シリコーン系</td><td>金属建具</td><td>10×10</td><td>—</td><td>防かびタイプ</td></tr></table>		記 号	材 質	施工箇所	寸 法	接着試験	備 考	SR-1	1成分シリコーン系	内壁：メラミン不燃化粧板部分 洗面カウンター・他水廻り	3×3 5×5	— —	防かびタイプ 防かびタイプ	MS-2	変成シリコーン系	金属建具	10×10	—	防かびタイプ																																																							
記 号	材 質	施工箇所	寸 法	接着試験	備 考																																																																							
SR-1	1成分シリコーン系	内壁：メラミン不燃化粧板部分 洗面カウンター・他水廻り	3×3 5×5	— —	防かびタイプ 防かびタイプ																																																																							
MS-2	変成シリコーン系	金属建具	10×10	—	防かびタイプ																																																																							
五 章 防 水 改 修 工 事	1. 一般事項	◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。																																																																										
	2. シーリング	◎シーリング材は、品質、含水率、出荷量を記録した出荷証明書を監督員に提出する。含水率は（ ○ A ）・ B ）種とする。 ◎木材の品質 ◎保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の性能区分のうち、K2からK4までの保存処理（JIS K 1570）（木材保存剤）に規定する木材保存剤（ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）に適合したものとする。）、これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸透度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。）が施されているもの又は認証木材建材（AQマーク表示）として認定された保存処理材を使用するものとする。 ・樹種及び等級 <table><tr><td></td><td>施工箇所</td><td>樹 種</td><td>寸 法</td><td>材料の等級</td><td>形 状</td><td>含水率</td><td>備 考</td></tr><tr><td>下地材</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>造作材</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>遮断材</td><td></td><td>杉</td><td>45×60</td><td>特一等</td><td></td><td>A</td><td></td></tr></table>			施工箇所	樹 種	寸 法	材料の等級	形 状	含水率	備 考	下地材								造作材								遮断材		杉	45×60	特一等		A																																										
	施工箇所	樹 種	寸 法	材料の等級	形 状	含水率	備 考																																																																					
下地材																																																																												
造作材																																																																												
遮断材		杉	45×60	特一等		A																																																																						
五 章 防 水 改 修 工 事	3. 遮音材	◎遮音材の種類は、品質、含水率、出荷量を記録した出荷証明書を監督員に提出する。含水率は（ ○ A ）・ B ）種とする。 ◎木材の品質 ◎保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の性能区分のうち、K2からK4までの保存処理（JIS K 1570）（木材保存剤）に規定する木材保存剤（ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）に適合したものとする。）、これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸透度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。）が施されているもの又は認証木材建材（AQマーク表示）として認定された保存処理材を使用するものとする。 ・樹種及び等級 <table><tr><td></td><td>施工箇所</td><td>樹 種</td><td>寸 法</td><td>材料の等級</td><td>形 状</td><td>含水率</td><td>備 考</td></tr><tr><td>下地材</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>造作材</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>遮断材</td><td></td><td>杉</td><td>45×60</td><td>特一等</td><td></td><td>A</td><td></td></tr></table>			施工箇所	樹 種	寸 法	材料の等級	形 状	含水率	備 考	下地材								造作材								遮断材		杉	45×60	特一等		A																																										
		施工箇所	樹 種	寸 法	材料の等級	形 状	含水率	備 考																																																																				
下地材																																																																												
造作材																																																																												
遮断材		杉	45×60	特一等		A																																																																						
五 章 防 水 改 修 工 事	4. 製材	◎木材、合板等は、品質、含水率、出荷量を記録した出荷証明書を監督員に提出する。含水率は（ ○ A ）・ B ）種とする。 ◎木材の品質 ◎保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の性能区分のうち、K2からK4までの保存処理（JIS K 1570）（木材保存剤）に規定する木材保存剤（ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）に適合したものとする。）、これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸透度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。）が施されているもの又は認証木材建材（AQマーク表示）として認定された保存処理材を使用するものとする。 ・樹種及び等級 <table><tr><td></td><td>施工箇所</td><td>樹 種</td><td>寸 法</td><td>材料の等級</td><td>形 状</td><td>含水率</td><td>備 考</td></tr><tr><td>下地材</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>造作材</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>遮断材</td><td></td><td>杉</td><td>45×60</td><td>特一等</td><td></td><td>A</td><td></td></tr></table>			施工箇所	樹 種	寸 法	材料の等級	形 状	含水率	備 考	下地材								造作材								遮断材		杉	45×60	特一等		A																																										
		施工箇所	樹 種	寸 法	材料の等級	形 状	含水率	備 考																																																																				
下地材																																																																												
造作材																																																																												
遮断材		杉	45×60	特一等		A																																																																						
五 章 防 水 改 修 工 事	5. 諸金物等	◎下地材及び造作材の釘は、JIS A 5508の規格品とする。 ◎木ねじはJIS B 1112（十字穴付き木ねじ）又はJIS B 1135の規格品とする。 ◎継手、仕口、取付け方法等は図示により、図示のもの以外は標仕によるが、補助として日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。 ◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18.2.15）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。 ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。																																																																										
	6. 軽量鉄骨壁下地	◎JIS A 6517の規格品とする。 ◎スタッド、ランナ等の種類は、90 型とし、改標仕表6.7.1による。 ◎出入口及びこれに準ずる開口部の補強は（・改標仕6.7.4（5）による ・ ） ◎ダクト類の開口部の補強にあたり、取付け強度を必要とする場合は、監督職員との協議による。																																																																										
五 章 防 水 改 修 工 事	7. 軽量鉄骨天井下地	◎JIS A 6517の規格品とする。 ◎野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕表6.6.1による。 ◎既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4（1）（ウ）による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用すること。																																																																										
	8. ビニル床シート張り（JIS A 5705） ビニル床タイル張り（JIS A 5705） 及びゴム床タイル張り	<table><tr><td>材質</td><td>種類・種類</td><td>色柄</td><td>厚さ</td><td colspan="2">幅 木 材質 厚さ 高さ</td><td>接着剤</td><td>施工箇所</td><td>備 考</td></tr><tr><td>ビニル床シート</td><td>複層</td><td>FS</td><td></td><td>2mm</td><td>床材張上げ</td><td>2mm 100mm</td><td>エポキシ樹脂系</td><td>図示</td><td>熱溶接工法 高耐久抗菌UV樹脂コーティング 消臭機能・ノックレス</td></tr></table> ◎幅木：材質（ビニル床シート張上げ ）， 高さ（ 60 ・ 70 ・ 100 ）		材質	種類・種類	色柄	厚さ	幅 木 材質 厚さ 高さ		接着剤	施工箇所	備 考	ビニル床シート	複層	FS		2mm	床材張上げ	2mm 100mm	エポキシ樹脂系	図示	熱溶接工法 高耐久抗菌UV樹脂コーティング 消臭機能・ノックレス																																																						
材質	種類・種類	色柄	厚さ	幅 木 材質 厚さ 高さ		接着剤	施工箇所	備 考																																																																				
ビニル床シート	複層	FS		2mm	床材張上げ	2mm 100mm	エポキシ樹脂系	図示	熱溶接工法 高耐久抗菌UV樹脂コーティング 消臭機能・ノックレス																																																																			
五 章 防 水 改 修 工 事	9. セッコウボードその他 ボード及び合板張り	<table><tr><td>材種・規格品</td><td>施工箇所</td><td>工法</td><td>厚さ (mm)</td><td>不燃材等の 区分</td><td>小ねじ・釘・ 接着剤の 種類</td><td>下地の 種類</td><td>備 考</td></tr><tr><td>セッコウボード GB-S JIS A 6901の規格品</td><td>壁</td><td>突付け</td><td>12.5</td><td>不燃</td><td>小ねじ</td><td>軽量鉄骨下地</td><td></td><td></td></tr><tr><td>化粧セッコウボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品</td><td>天井</td><td>突付け</td><td>9.5</td><td>不燃</td><td>小ねじ</td><td>軽量鉄骨下地</td><td></td><td></td></tr><tr><td>メラミン不燃化粧板 JIS A 6902.3の規格品</td><td>壁</td><td>目通し スリット</td><td>3</td><td>不燃</td><td>直貼専用 接着剤</td><td>在来材 GB-S 構造用合板</td><td></td><td></td></tr><tr><td>構造用合板 農林省告示第233号</td><td>壁</td><td>突付け</td><td>12 15</td><td></td><td>釘</td><td>軽量鉄骨下地 構造用合板</td><td></td><td></td></tr></table> ◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。		材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材等の 区分	小ねじ・釘・ 接着剤の 種類	下地の 種類	備 考	セッコウボード GB-S JIS A 6901の規格品	壁	突付け	12.5	不燃	小ねじ	軽量鉄骨下地			化粧セッコウボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品	天井	突付け	9.5	不燃	小ねじ	軽量鉄骨下地			メラミン不燃化粧板 JIS A 6902.3の規格品	壁	目通し スリット	3	不燃	直貼専用 接着剤	在来材 GB-S 構造用合板			構造用合板 農林省告示第233号	壁	突付け	12 15		釘	軽量鉄骨下地 構造用合板																															
	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材等の 区分	小ねじ・釘・ 接着剤の 種類	下地の 種類	備 考																																																																				
セッコウボード GB-S JIS A 6901の規格品	壁	突付け	12.5	不燃	小ねじ	軽量鉄骨下地																																																																						
化粧セッコウボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品	天井	突付け	9.5	不燃	小ねじ	軽量鉄骨下地																																																																						
メラミン不燃化粧板 JIS A 6902.3の規格品	壁	目通し スリット	3	不燃	直貼専用 接着剤	在来材 GB-S 構造用合板																																																																						
構造用合板 農林省告示第233号	壁	突付け	12 15		釘	軽量鉄骨下地 構造用合板																																																																						
五 章 防 水 改 修 工 事	10. モルタル塗り	<table><tr><td>施工箇所</td><td>仕上げの種類</td><td>目地の材質</td><td>防水の有無</td><td>備 考</td></tr><tr><td>CB壁撤去跡</td><td>コテ押え</td><td>—</td><td>無</td><td></td><td></td></tr></table> ◎モルタルは ○ 現場調合材料 ・既調合材料）とする。 現場調合材料の場合は改標仕6.15.3（1）（ア）、既調合材料の場合はJIS A 6916による。 ◎目地の位置及び寸法は図示による。 ◎防水モルタルに用いる防水剤の使用方法是、製造所の仕様による。 ◎総塗り厚さが25mm以上となる場合は、剥落防止工法とすること。		施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備 考	CB壁撤去跡	コテ押え	—	無																																																																
	施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備 考																																																																							
CB壁撤去跡	コテ押え	—	無																																																																									
五 章 防 水 改 修 工 事	11. セルフレベリング材塗り	◎セルフレベリング材の種類（ ・ セッコウ系 ○ セメント系 ） 塗り厚さ（ 10 ）mm ◎シーラーその他の材料は、セルフレベリング材製造所の指定する製品とする。																																																																										
	12. 接着剤	◎壁紙施工でん粉系接着剤、ユリア樹脂等（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																																																										
五 章 防 水 改 修 工 事	13. 既製家具	◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																																																										
	1. 一般事項	◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。 ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。 ◎ユリア樹脂等（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																																																										
五 章 防 水 改 修 工 事	2. 合成樹脂調合ペイント塗り（SOP）	<table><tr><td>区 分</td><td colspan="2">種 別</td><td>下地調整 (新規面は 素地ごしらえ)</td><td colspan="2">さび止め塗料</td><td>備 考</td></tr><tr><td></td><td>屋外</td><td>屋内</td><td></td><td>屋外</td><td>屋内</td><td></td></tr><tr><td>木部</td><td colspan="2">B種</td><td>R3種</td><td></td><td></td><td>既存額縁</td></tr></table>		区 分	種 別		下地調整 (新規面は 素地ごしらえ)	さび止め塗料		備 考		屋外	屋内		屋外	屋内		木部	B種		R3種			既存額縁																																																				
	区 分	種 別		下地調整 (新規面は 素地ごしらえ)	さび止め塗料		備 考																																																																					
	屋外	屋内		屋外	屋内																																																																							
木部	B種		R3種			既存額縁																																																																						
五 章 防 水 改 修 工 事	3. 合成樹脂エマルジョン ペイント塗り（EP）	<table><tr><td>区 分</td><td colspan="2">種 別</td><td>下地調整 (新規面は 素地ごしらえ)</td><td colspan="2">さび止め塗料</td><td>備 考</td></tr><tr><td></td><td>屋外</td><td>屋内</td><td></td><td>屋外</td><td>屋内</td><td></td></tr><tr><td>ケイカル板</td><td colspan="2">B種</td><td>素地ごしらえ</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		区 分	種 別		下地調整 (新規面は 素地ごしらえ)	さび止め塗料		備 考		屋外	屋内		屋外	屋内		ケイカル板	B種		素地ごしらえ																																																							
	区 分	種 別		下地調整 (新規面は 素地ごしらえ)	さび止め塗料		備 考																																																																					
	屋外	屋内		屋外	屋内																																																																							
ケイカル板	B種		素地ごしらえ																																																																									

八章

環境配慮（グリーン）改修工事

1. アスベスト含有建材の処理工事

1. 一般事項

◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。

◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2（6）により見やすい場所に掲示すること。

◎既存のアスベスト含有建材の分析結果は（ ・ 貸与する ○ない ）

◎事前の施工調査等を改標仕1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。

・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出すること。

・調査結果は3年間保存すること。

・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。

◎表示、掲示は次のとおり行うこと。

・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。

・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。

・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。

・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

◎アスベスト粉塵濃度測定を（ ・ 行う ○行わない ）。

・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法—第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。

・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。

・報告書を（ ）部作成し監督員に提出すること。

・測定場所及び箇所は図示による。測定時期（ ）

◎施工計画

(1) 工事着手前に施工計画書（関係法令の作業計画内容を含む）を監督員に提出し、承諾を受けること。

(2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。

◎アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。

◎養生等

(1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。

外部足場（種類： ，仕様 枚布、D= cm、シート種類： ）

仮囲い高さ：H= m

(2) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。

内部足場（種類：脚立足場、仕様 枚布、D= cm）

養生種別（ ）

◎工法

(1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。

(2) 除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原形のまま、「手ばらし」とする。

建築物外部の成形板を除去する場合も同様とする。

なお、やむを得ず切断、破砕等を行しなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。

ただし、アスベストを含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離（負圧不要）を行う。

建物から取り外した廃材を湿潤化のうえ、原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。

◎除去箇所一覧表

階数	室名	箇所	建 材 種 別	面積	調査方法
1.2階	男子便所、女子便所 多目的便所、給湯室	床	アスファルト防水	2.1㎡	みなし

◎除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。

◎施工記録等

(1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。

(2) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。

九章

ユニツト及びその工事

1. 鏡

2. 化粧棚

3. 手洗いカウンター

4. 天井点検口

5. 天井廻り縁

6. 汚垂石

7. トイレブース

8. 面台ポストフォーム

◎防湿性を有するもので、厚さ5mmとする。

◎寸法（ 図示(展開図)による ） ○枠 （ SUS HL仕様 ） 使用箇所（男子便所、女子便所）

◎材質 （ 表面材：ポリ合板フラッシュ 小口：メラミン化粧板 ） 厚さ：25mm

◎図示による

材種 ・ メラミン樹脂化粧板張り（心材：集成材） ○ 人工大理石
奥行き ・ 約450 ・ 約600 ○ 約550
◎詳細は部分詳細図による。

材種	寸法	形式		外枠	内枠
アルミ製	600角	一般型	屋内用	目地	目地

◎製造所： 評価名簿による。

◎材質（ 塩ビ ） 形状（ 底目地 ）

◎参考品番：(TOTO)：AB690E (LIXIL)：IPF-860TP 程度
寸法：図示による

表面材の種類	脚部	ドアエッジ	
	形状	形状	材質
メラミン樹脂系	幅木型／表面材SUS製	指詰め防止型	アルミ製

◎内開き戸は、「表示付き内開き錠（非常時外開き型）」仕様とする。

◎製作所：評価名簿による。

◎トイレブースのパネルの材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。

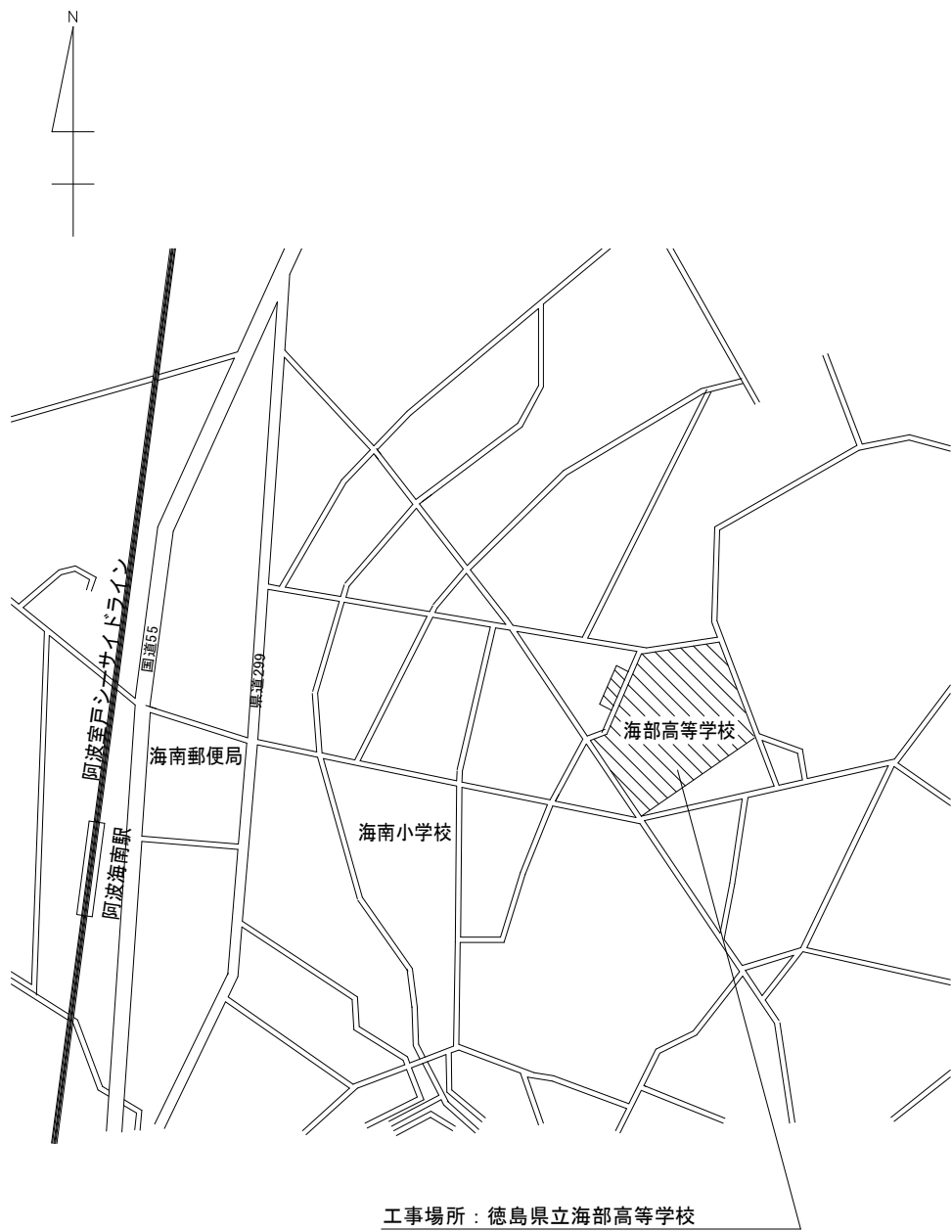
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆のトイレブースのパネルを使用できない場合は、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

◎トイレブース詳細図参照のこと

◎材質 （ 表面材：メラミン化粧板 芯材：合板・耐水MDF ） 厚さ：20mm

◎図示による

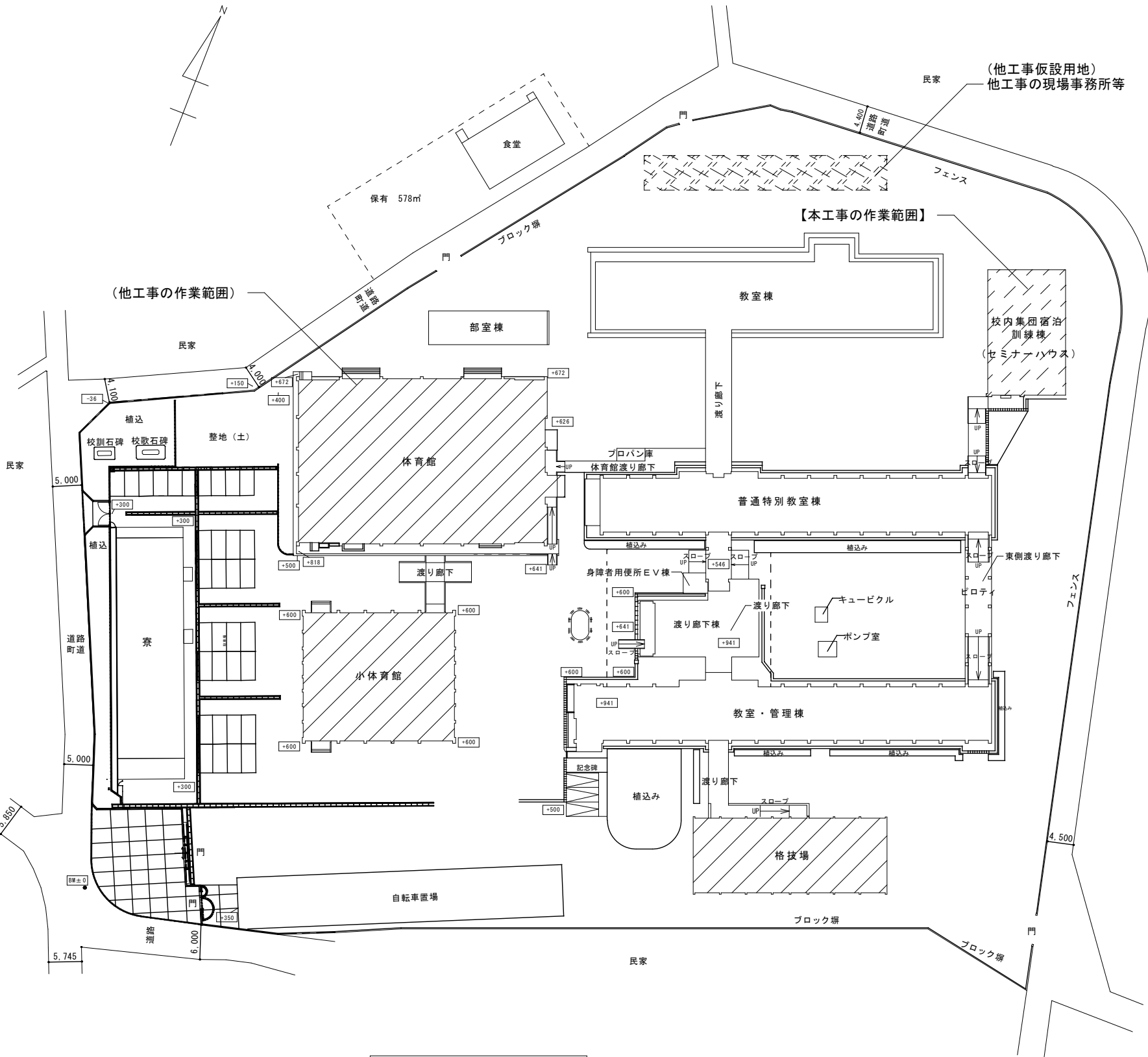
徳島県県土整備部営繕課		工事名 R 7 営繕 海部高等学校 海・大里 トイレ改修工事	図面番号 改特-03	通し番号 06	 (株)林建築事務所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL: 088-654-0359 一級建築士登録: 第100387号 林 茂樹 FAX: 088-623-7425
設計 R6.06	竣工	図面名 改修特記仕様書 3	縮尺 NO SCALE		



工事場所：徳島県立海部高等学校
住所：徳島県海部郡海陽町大里字古畑58-2

付近見取図

100m



配置図・支障物件図 1/600

- 内数値は、BM（正門前）よりの高さを示す
- は、本工事範囲を示す

【支障物件の確認 特記事項】

◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までの調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。

◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

徳島県県土整備部営繕課

工事名 R7営繕 海部高等学校 海・大里 トイレ改修工事

図面番号 A-01

通し番号 07

設計 R6.06

竣工

図面名 付近見取図・配置図・支障物件図

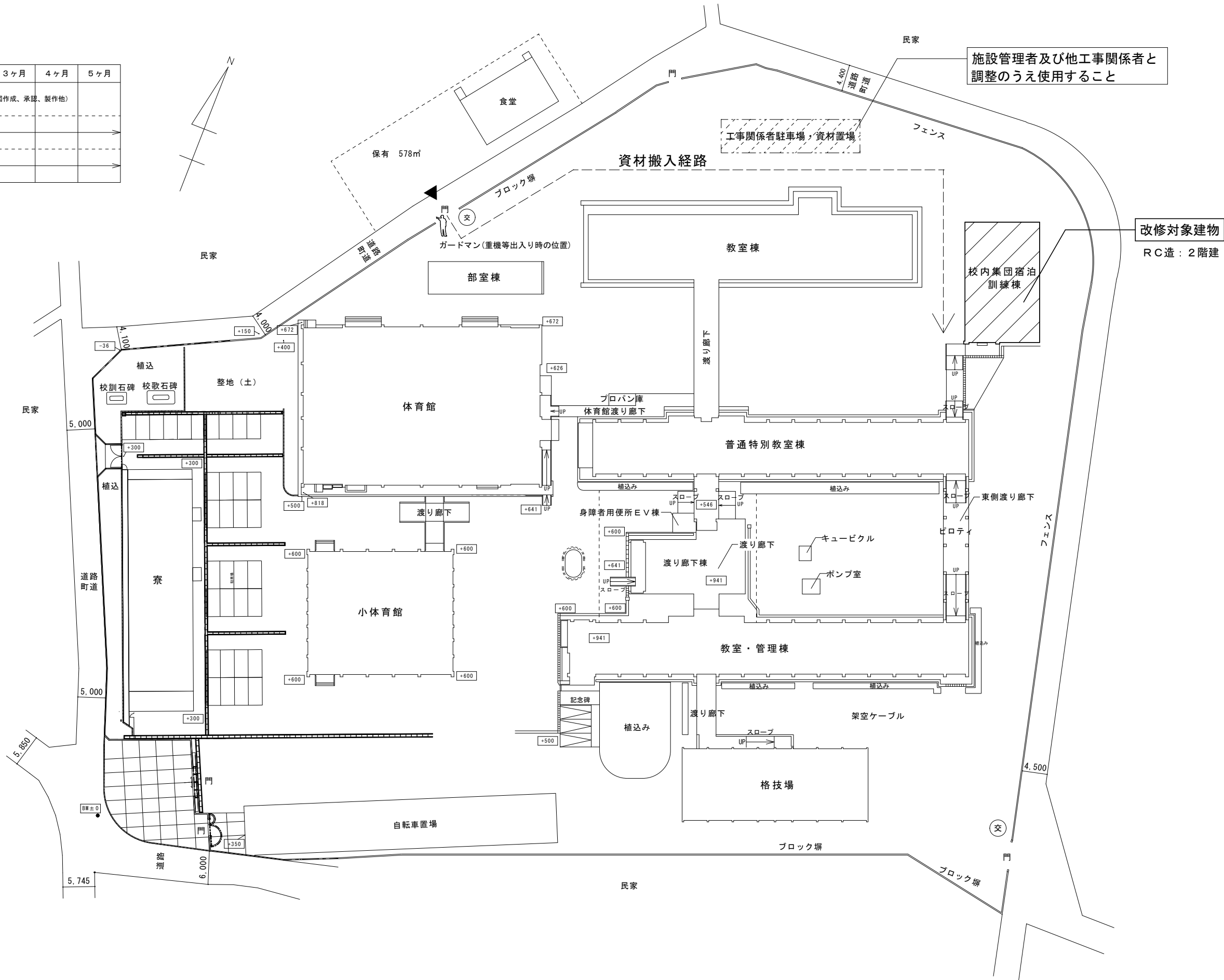
縮尺 1/600

(株)林建築事務所

〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL：088-654-0359
一級建築士登録：第100387号 林 茂樹 FAX：088-623-7425

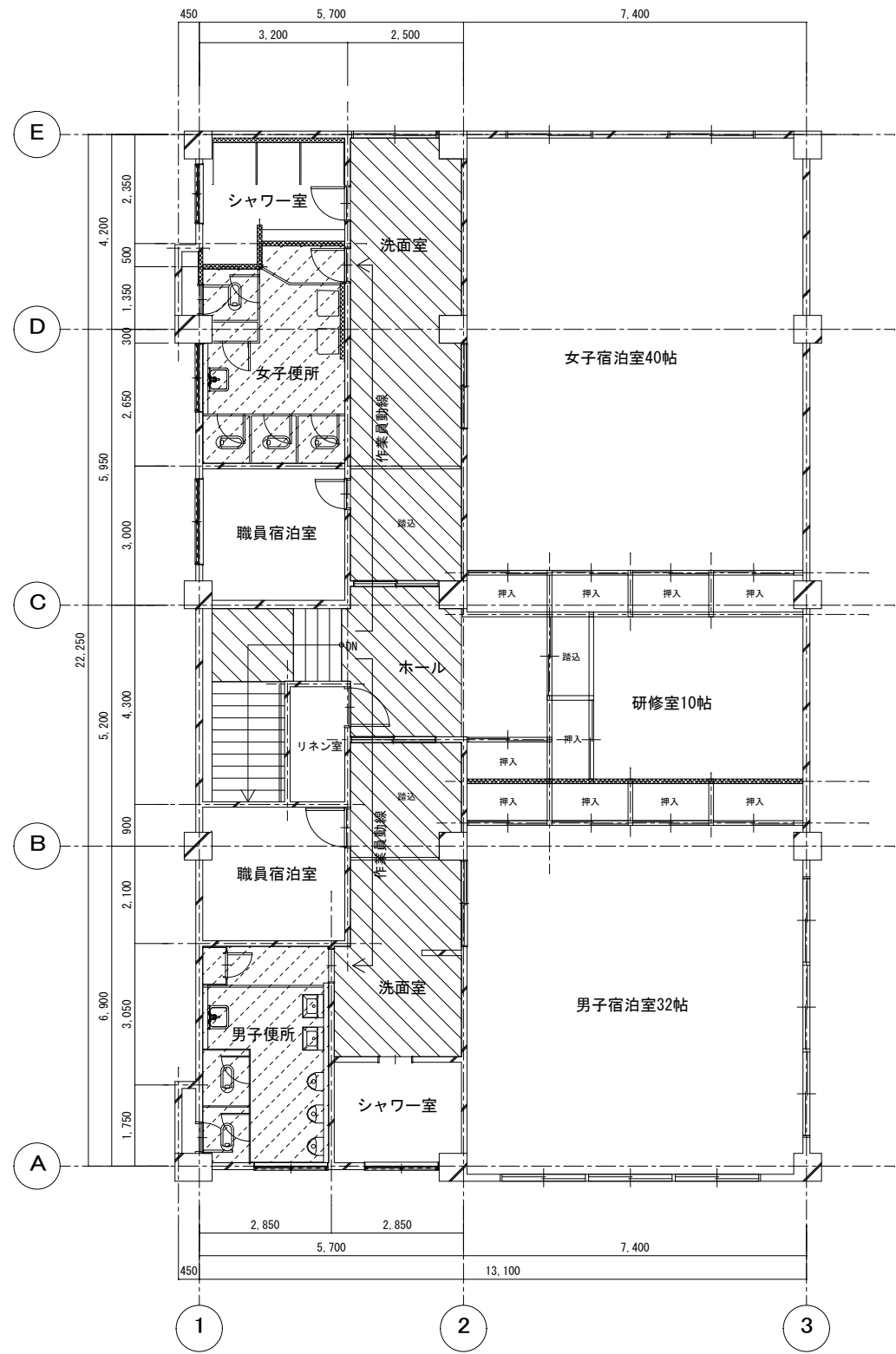
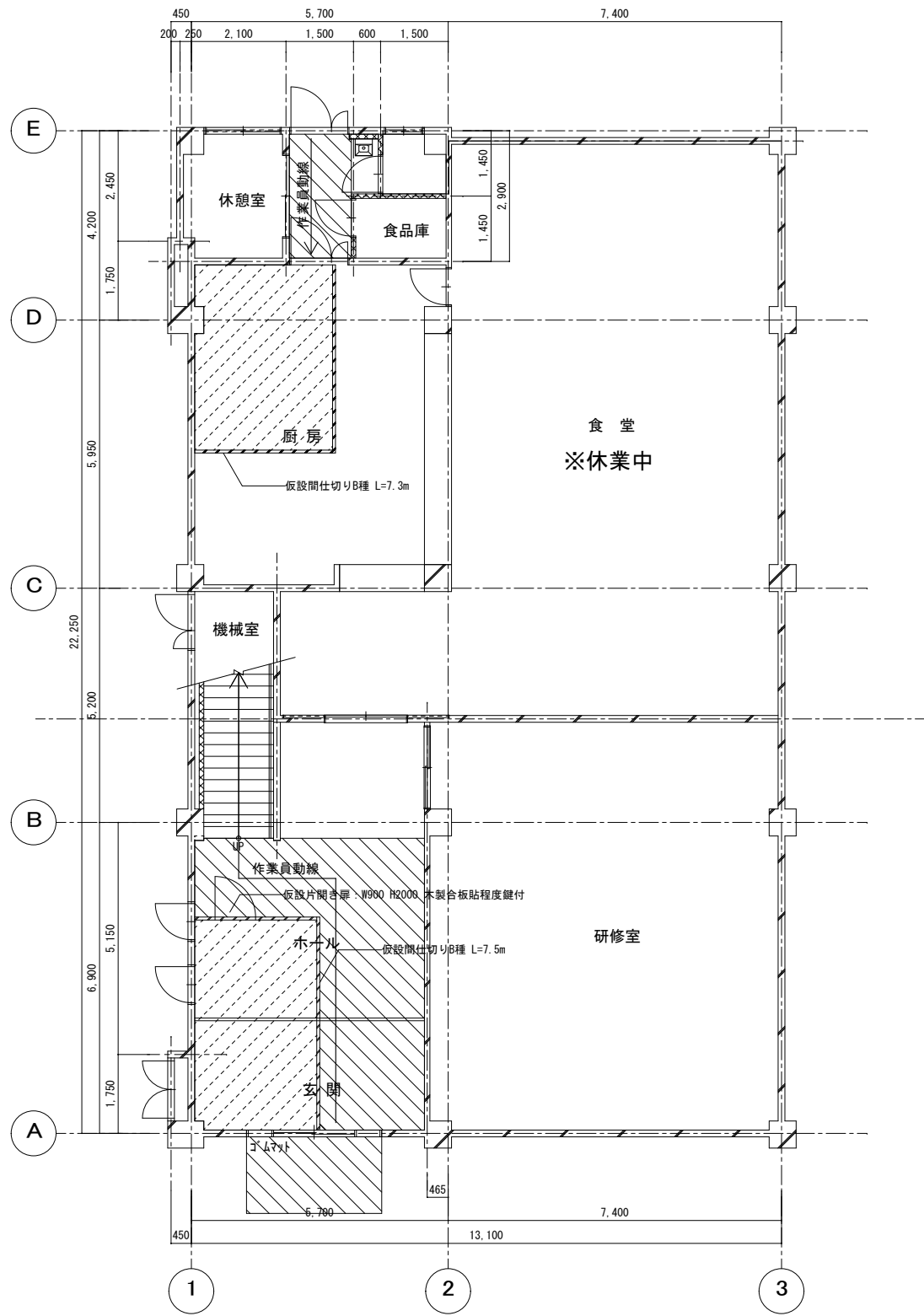
■概略工程表（参考）

	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月
準備工事	仮設間仕切り工事 準備工事（事前調査、施工図作成、承認、製作他）				
2F 男女便所					
1F 工事関係 部分天井等					



施設管理者及び他工事関係者と調整のうえ使用すること

改修対象建物
RC造：2階建



【凡例】

作業員動線

通路養生 床：普通合板 t=3+塩化ビニル製床養生シート
外部養生 床：コンクリート W3000×D1700（玄関入口）

内部養生

仮設間仕切壁：LGS(65型)下地 GB-Rt=9.5 片面 素地 仮設片開き扉：W900 H2000 木製合板貼程度鍵付

1階仮設計画 SC=1/100

2階仮設計画 SC=1/100

徳島県県土整備部営繕課

設計
R6.06

竣工

工事名
R7営繕 海部高等学校 海・大里 トイレ改修工事

図面名
建物内仮設計画図

図面番号
A-03

縮尺
1/600

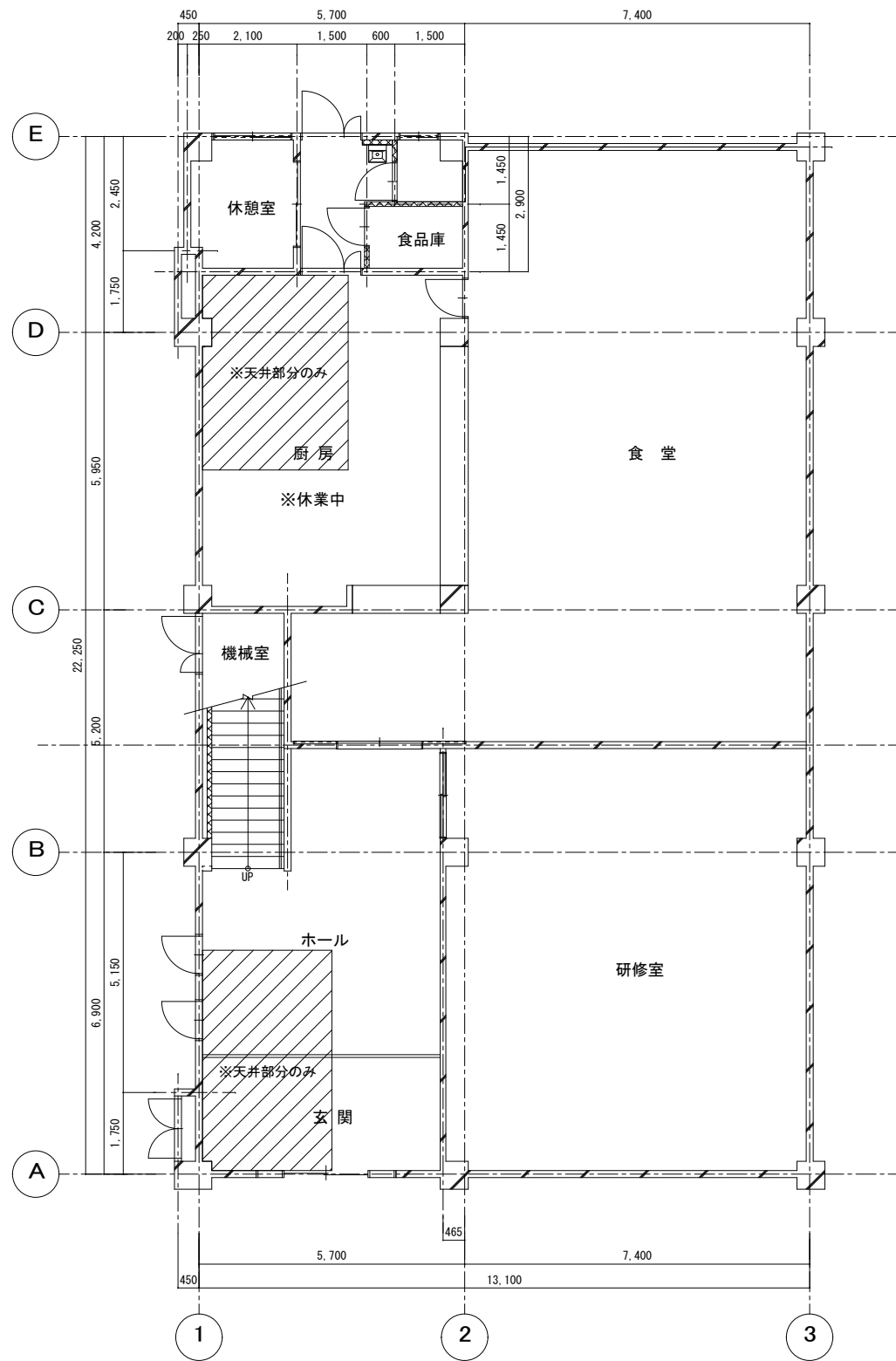
通し番号
09

(株)林建築事務所

〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL：088-654-0359
一級建築士登録：第100387号 林 茂樹 FAX：088-623-7425

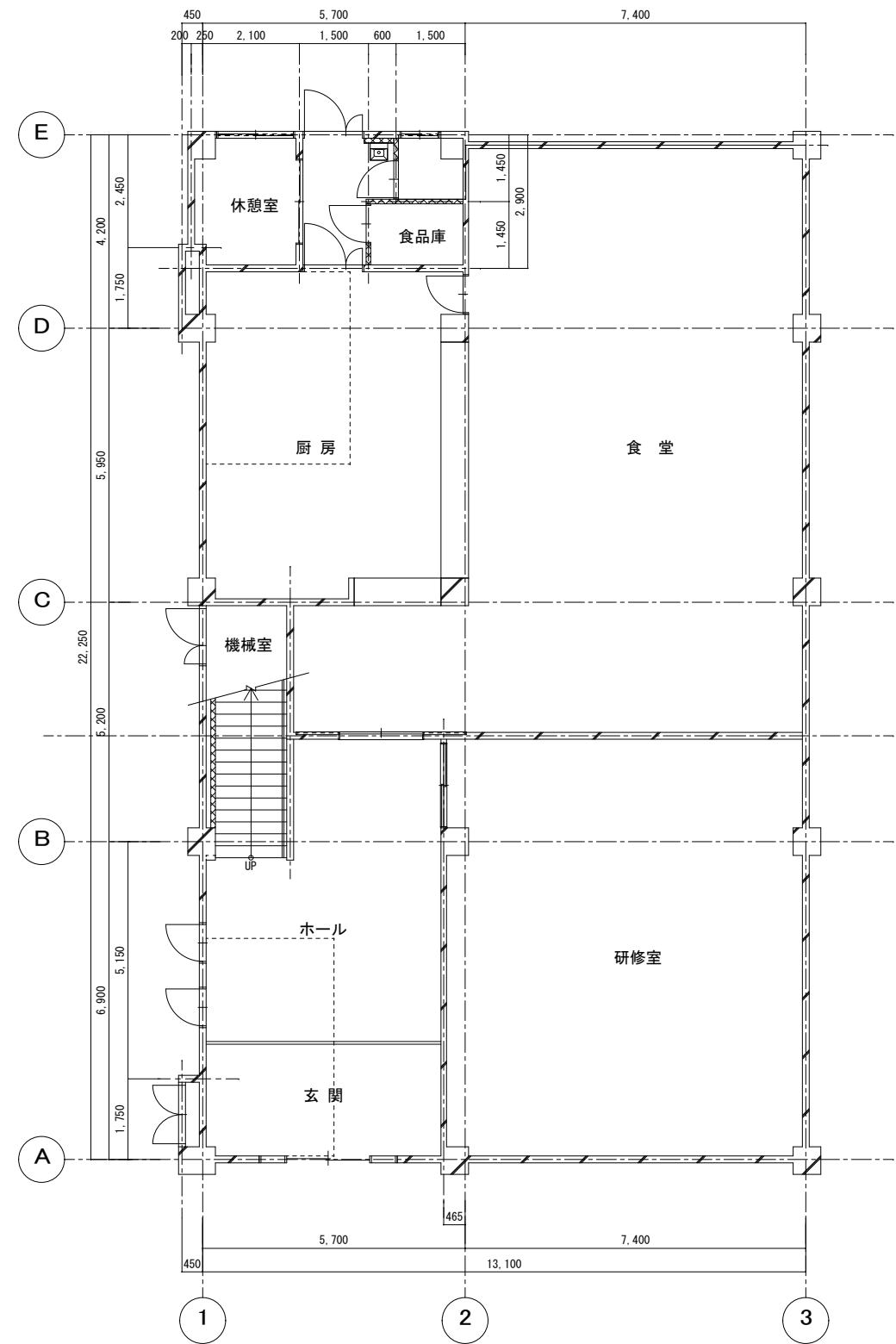
内 部 仕 上 表（セミナーハウス）

階	室名	床			巾木		壁		天井		廻縁	天井高	備考
			下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上			
2階	男子便所	改修前	モルタル下地 既存のまま 和式便器撤去周囲： 下地モルタル、押えコンクリートt=60、アスファルト防水、 均しモルタルt=15、コンクリートスラブ t=150撤去	モザイクタイル50角 既存のまま 和式便器撤去周囲：タイル撤去		壁同材 既存のまま	(C, CB壁) 既存のまま (CB面台) 撤去	腰壁：陶器質100角タイル張り 既存のまま※打診により浮き部分は撤去 壁：モルタル金コテ押え AEP塗り 既存のまま	LGS 撤去	ケイカル板 t=6 底目張り VP塗り 撤去	塩ビ 撤去	2,400	トイレブース撤去、ステンレス上り框撤去 和式便器撤去、面台撤去
		改修後	モルタル塗り t=38+セメント系 モルタル「リング」材 t=10 和式便器撤去跡： コンクリート打設t=150 押えコンクリートt=115の上、 モルタル塗り t=38+セメント系 モルタル「リング」材 t=10	ビニル床シート t=2	在来タイル 既存のまま	床材張上げ H=100	腰壁：タイル仕上 既存のまま 一部タイル撤去跡、増打コンクリート撤去跡：モルタル補修 壁：下地調整 面台：(LGS下地) 新設	メラミン不燃化粧板 t=3	LGS	化粧石膏ボード t=9.5	塩ビ	2,350	
	女子便所	改修前	モルタル下地 既存のまま 和式便器撤去周囲： 下地モルタル、押えコンクリートt=60、アスファルト防水、 均しモルタルt=15、コンクリートスラブ t=150撤去	モザイクタイル50角 既存のまま 和式便器撤去周囲：タイル撤去		壁同材 既存のまま	(C, CB壁) 既存のまま (CB面台) 撤去	腰壁：陶器質100角タイル張り 既存のまま※打診により浮き部分は撤去 壁：モルタル金コテ押え AEP塗り 既存のまま	LGS 撤去	ケイカル板 t=6 底目張り VP塗り 撤去	塩ビ 撤去	2,400	トイレブース撤去、ステンレス上り框撤去 和式便器撤去、面台撤去
		改修後	モルタル塗り t=38+セメント系 モルタル「リング」材 t=10 和式便器撤去跡： コンクリート打設t=150 押えコンクリートt=115の上、 モルタル塗り t=38+セメント系 モルタル「リング」材 t=10	ビニル床シート t=2	在来タイル 既存のまま	床材張上げ H=100	腰壁：タイル仕上 既存のまま 一部タイル撤去跡、増打コンクリート撤去跡：モルタル補修 壁：下地調整 面台：(LGS下地) 新設	メラミン不燃化粧板 t=3	LGS	化粧石膏ボード t=9.5	塩ビ	2,350	
1階	玄関ホール	改修前	既存のまま				既存のまま		LGS 撤去	化粧石膏ボード t=9 撤去	塩ビ 一部撤去	2,800	
		改修後	既存のまま				既存のまま		LGS	化粧石膏ボード t=9.5	塩ビ	2,800	
	厨房	改修前	既存のまま				既存のまま		LGS 撤去	ケイカル板 t=6 底目張り VP塗り 一部 撤去	塩ビ 一部撤去	2,700 2,400	
		改修後	既存のまま				既存のまま		LGS	ケイカル板 t=6 底目張り EP塗り	塩ビ	2,700 2,400	



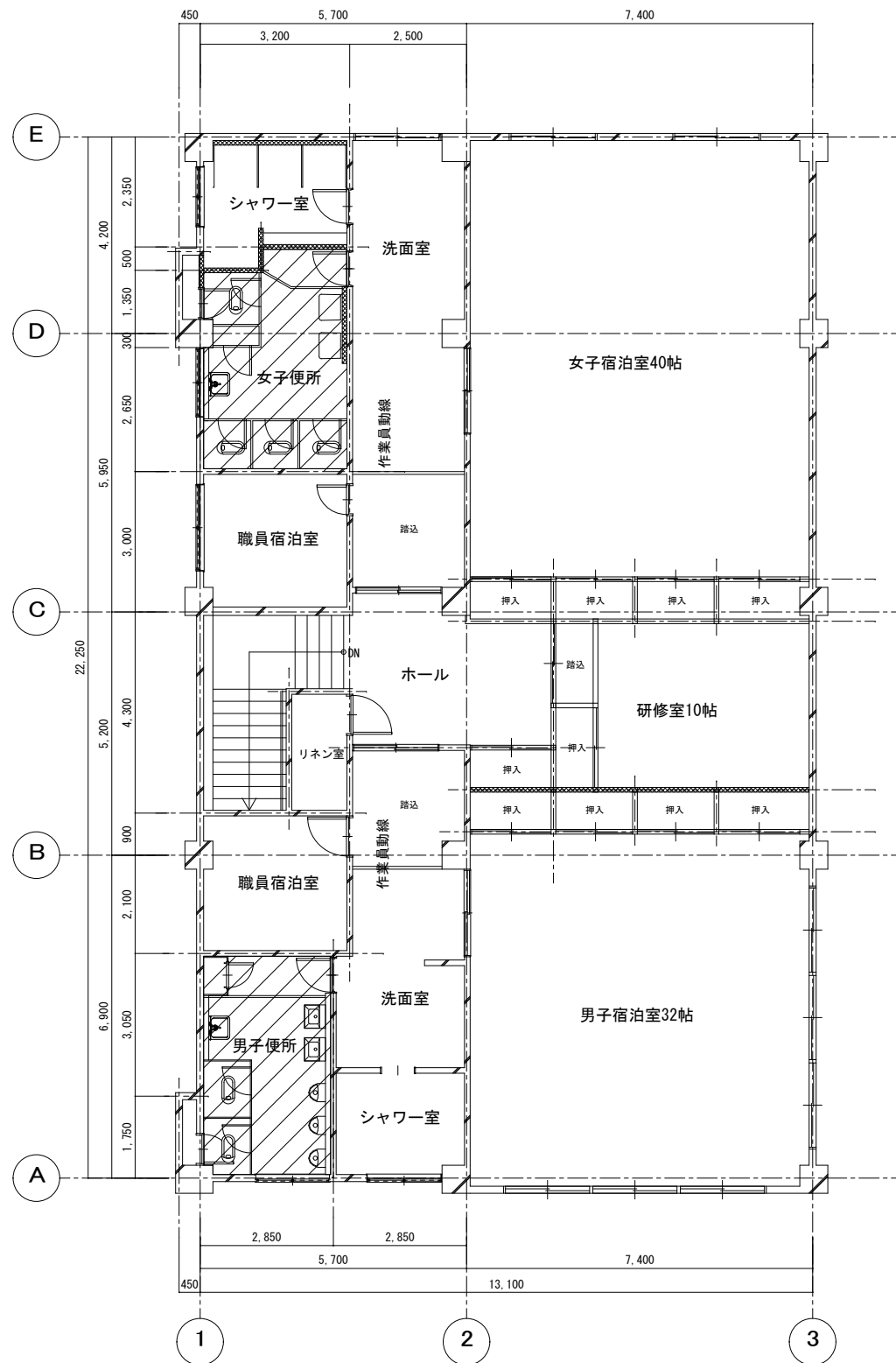
1階平面図（改修前） SC=1/100

【凡例】
: 改修範囲を示す

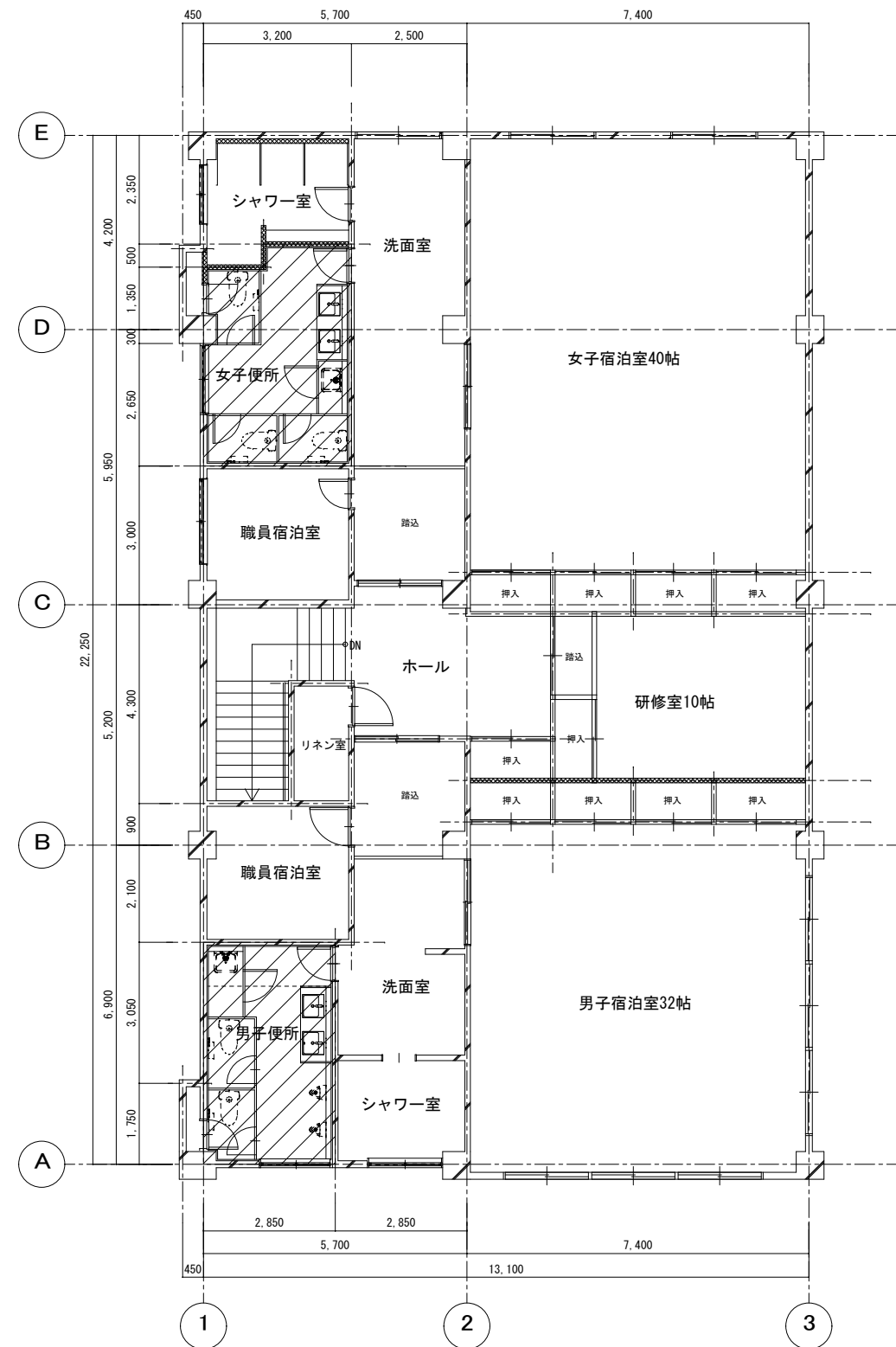


1階平面図（改修後） SC=1/100

徳島県県土整備部営繕課		工事名 R7 営繕 海部高等学校 海・大里 トイレ改修工事	図面番号 A-05	通し番号 11	林 (株) 林 建築事務所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL：088-654-0359 一級建築士登録：第100387号 林 茂樹 FAX：088-623-7425
設計 R6.06	竣工	図面名 1 階平面図（改修前後）	縮尺 1/100		



2階平面図（改修前） SC=1/100



2階平面図（改修後） SC=1/100

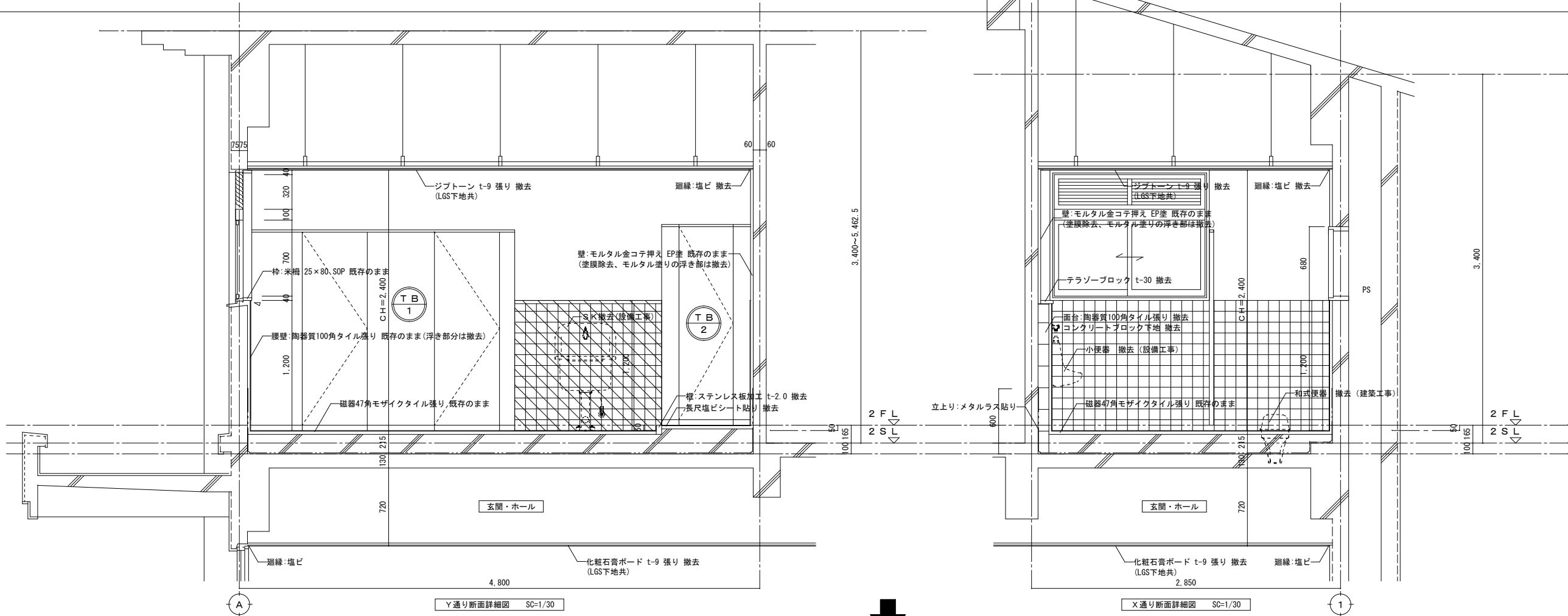
【凡例】
改修範囲を示す

徳島県県土整備部営繕課		工事名	図面番号	通し番号	（株）林 建築事務所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL：088-654-0359 一級建築士登録：第100387号 林 茂樹 FAX：088-623-7425
設計	竣工	R7 営繕 海部高等学校 海・大里 トイレ改修工事	A-06	12	
R6.06		図面名	縮尺		

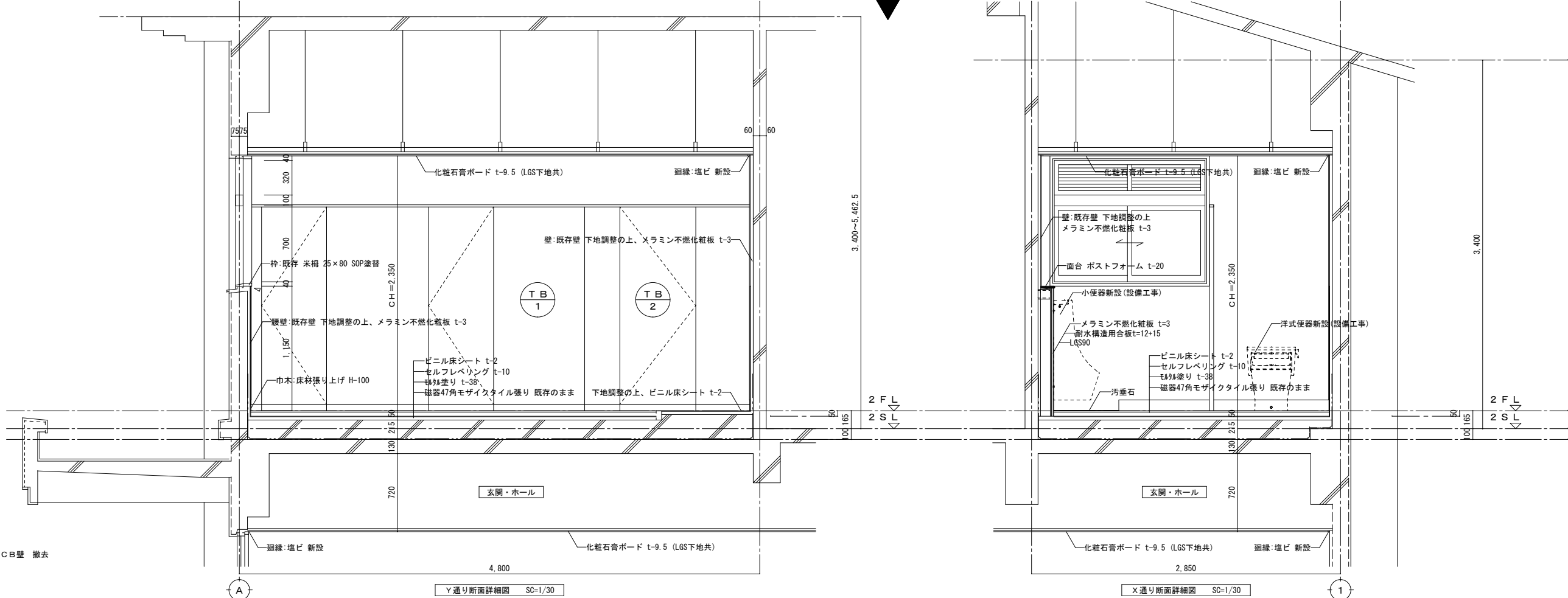
2階平面図（改修前後）

1/100

改修前

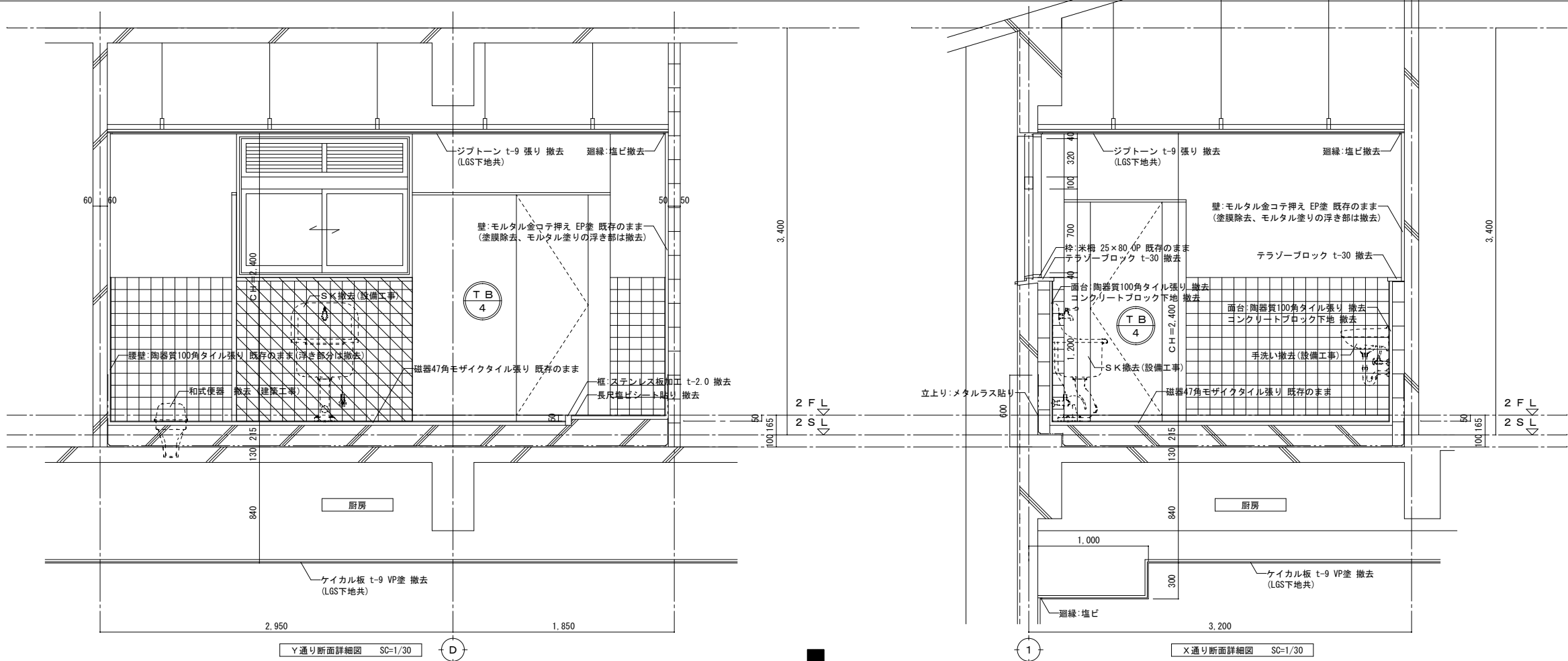


改修後

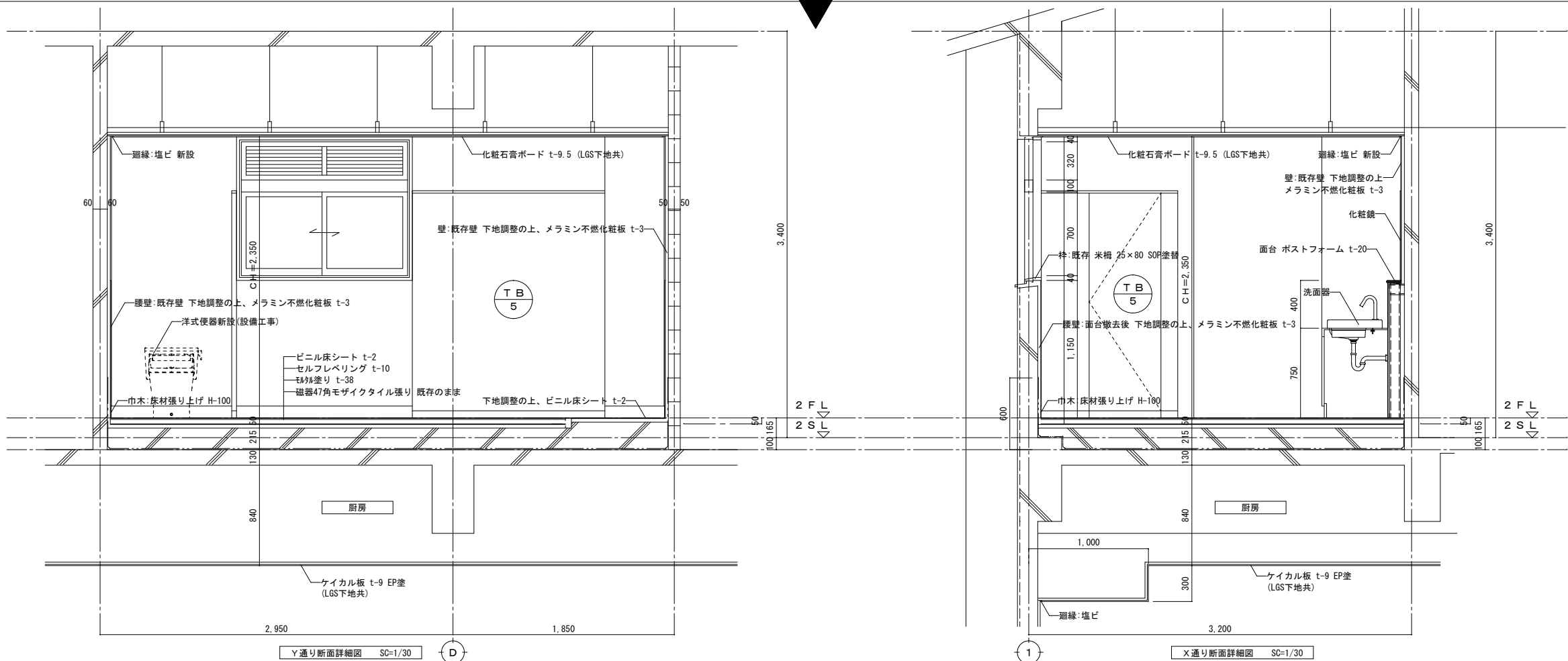


【共通凡例】
面台CB壁 撤去

改修前

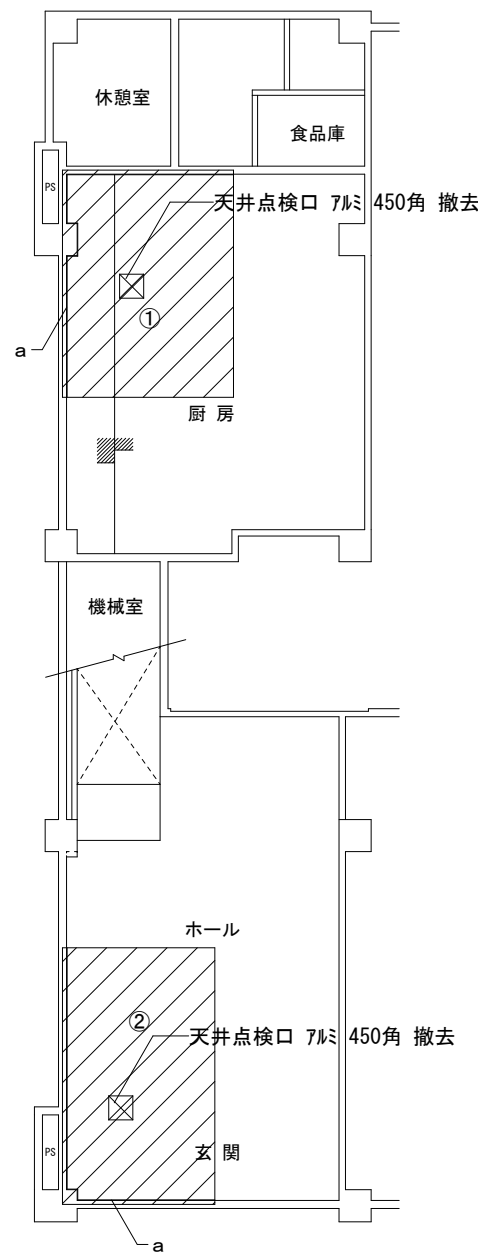


改修後



【共通凡例】
面台CB壁 撤去

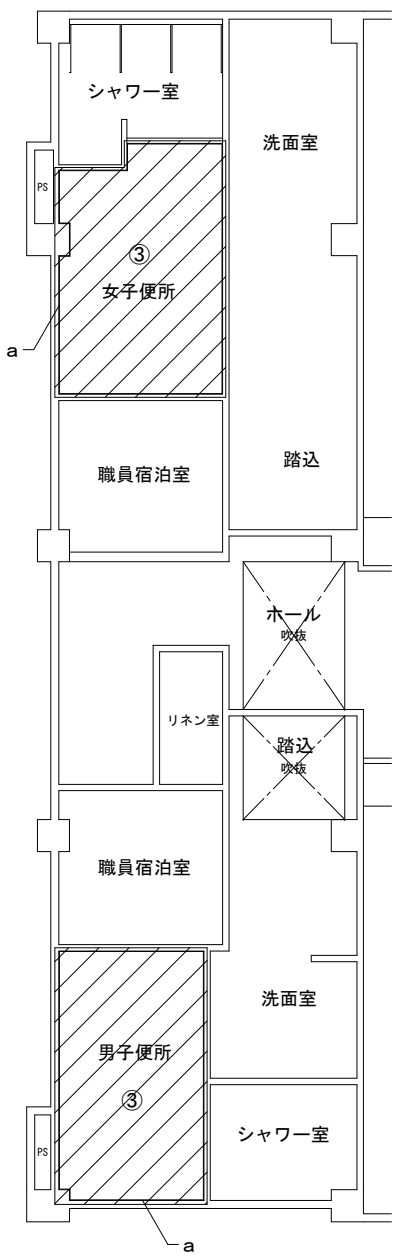
改修前		改修後		改修前		改修後	
【注釈】 和式便器撤去周囲スラブコンクリート撤去（700×500） 既存鉄筋（D10）はつり出し		【注釈】 和式便器撤去跡：スラブコンクリート補修（700×500） ┌─：アルミジョイナーとする。		【注釈】 和式便器撤去周囲スラブコンクリート撤去（700×500） 既存鉄筋（D10）はつり出し		【注釈】 和式便器撤去跡：スラブコンクリート補修（700×500） ┌─：アルミジョイナーとする。	
徳島県土木整備部営繕課		工事名 R7 宮縄 海部高等学校 海・大里 トイレ改修工事		図面番号 A-09		通し番号 15	
設計 R6.06	竣工	図面名 平面詳細図（改修前後）		縮尺 1/30		(株)林建築事務所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL：088-654-0359 一級建築士登録：第100387号 林 茂樹 FAX：088-623-7425	



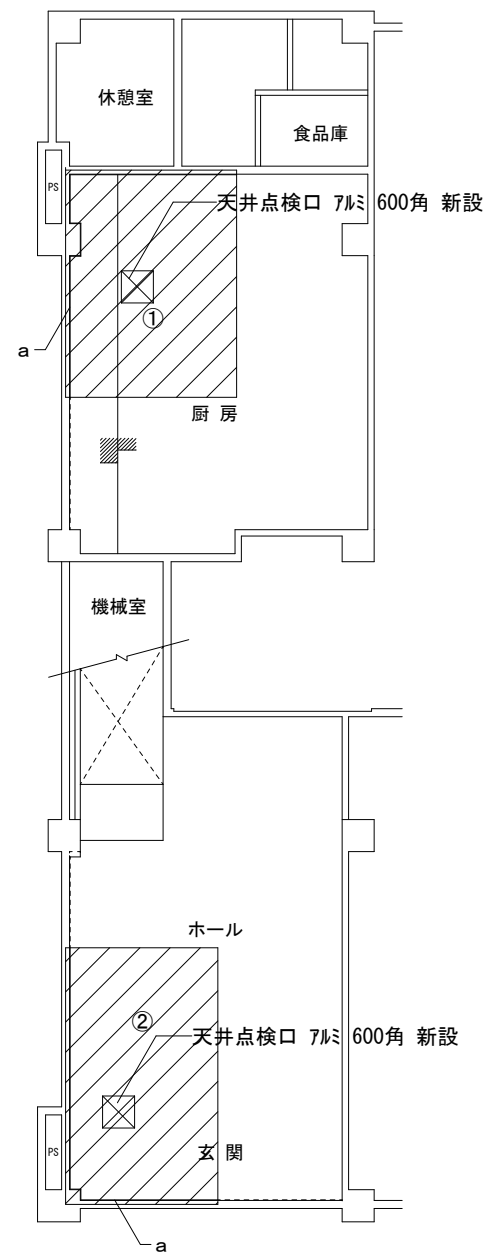
1階平面図 SC=1/100

【凡例】
: 改修範囲を示す

記号	仕上
①	ケイカル板(7)6 V P 塗り 撤去
②	化粧石コウボード(7)9 撤去
③	化粧石コウボード(7)9 撤去 (LGS下地共)
a	塩ビ廻り縁 撤去

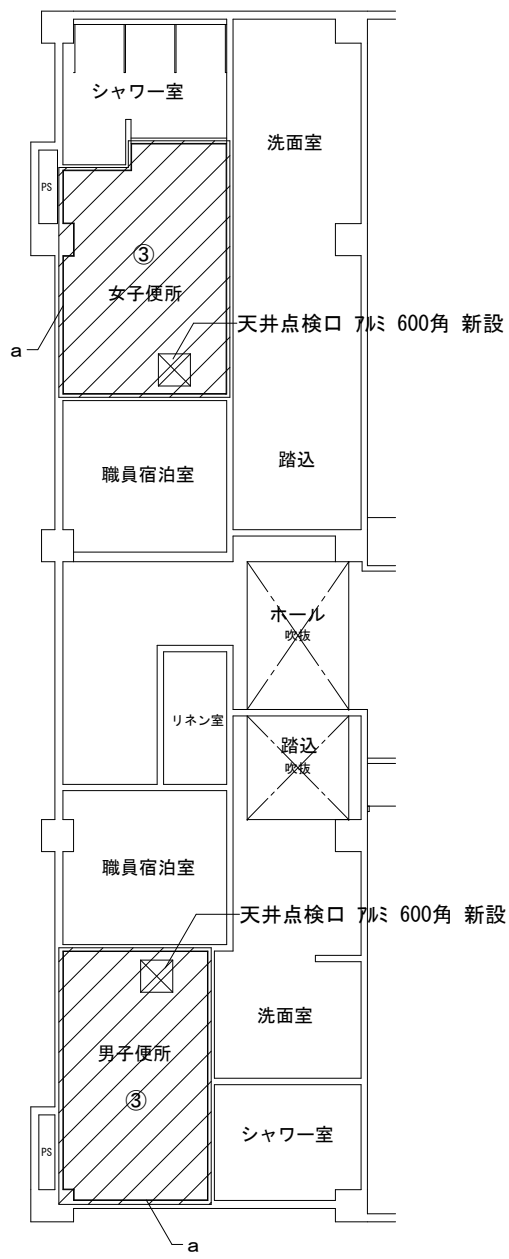


2階平面図 SC=1/100



1階平面図 SC=1/100

【凡例】
: 改修範囲を示す
: 天井点検口600×600

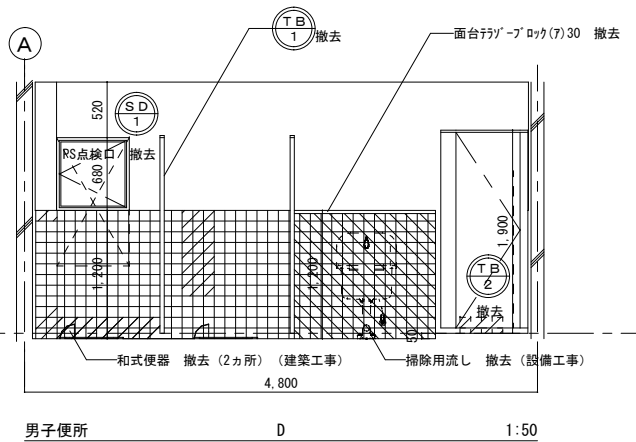
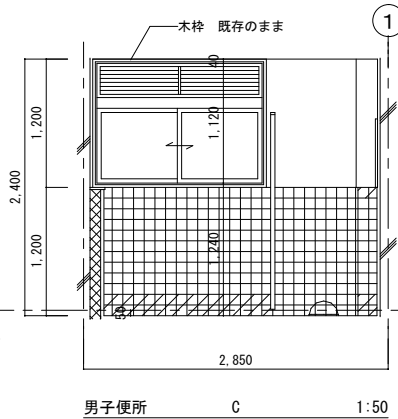
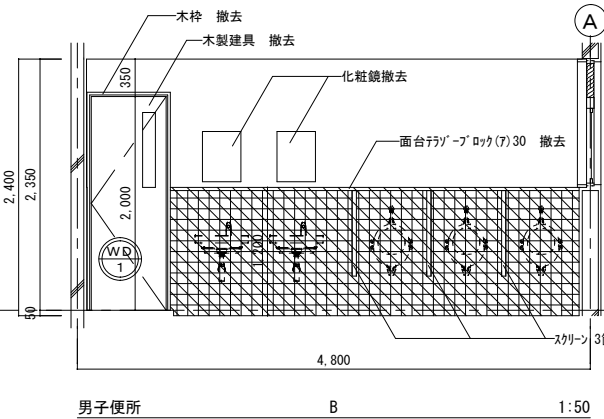
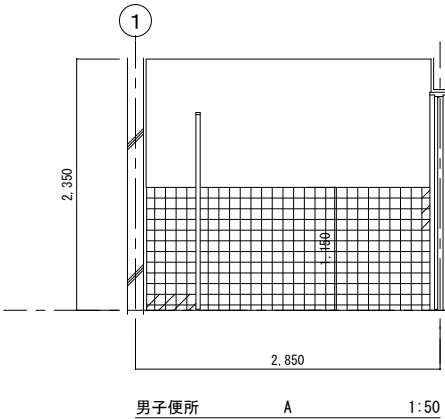


2階平面図 SC=1/100

記号	仕上
①	ケイカル板(7)6 E P 塗り
②	化粧石コウボード(7)9.5
③	化粧石コウボード(7)9.5 (LGS下地共)
a	塩ビ廻り縁 底目地

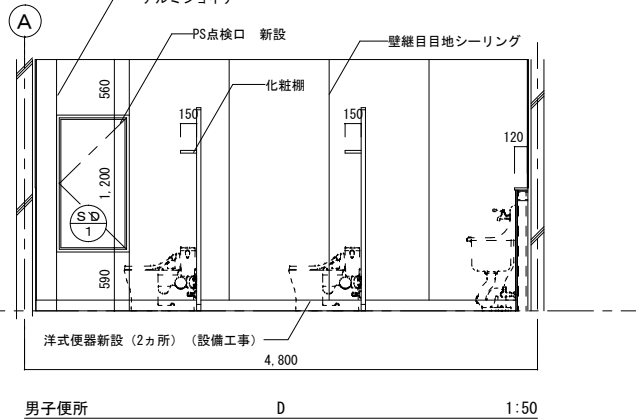
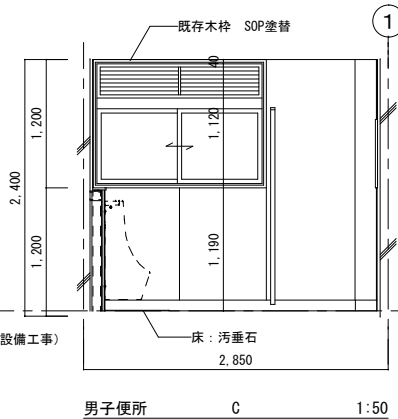
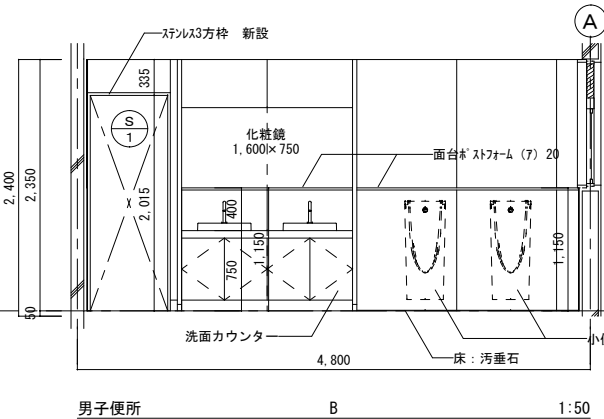
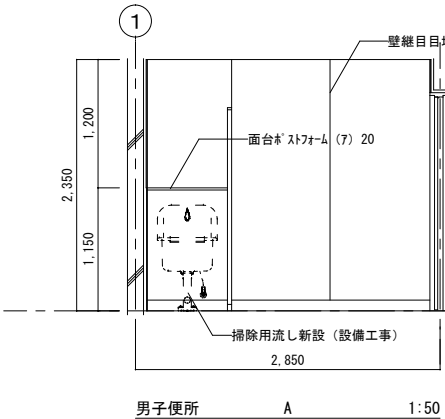
改修前 男子便所

天井	ケイカル板 t=6 底目張り AEP塗 撤去 (下地共)
廻縁	塩ビ 撤去
腰壁	陶器質100角タイル張り 既存のまま (打診によりタイル浮き部分撤去)
壁	モルタル金コテ押え AEP塗 既存のまま
巾木	
床	モザイクタイル50角 既存のまま 和式便器撤去周囲：タイル撤去



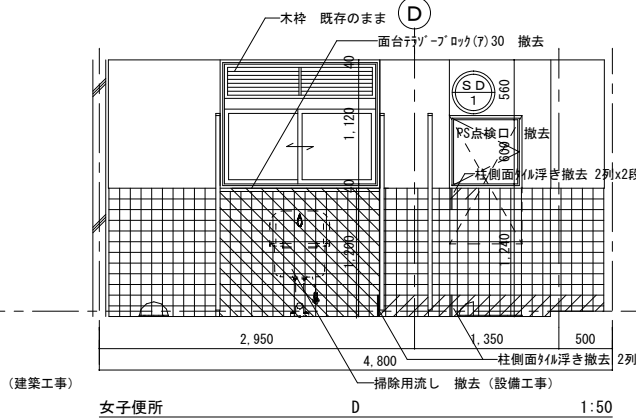
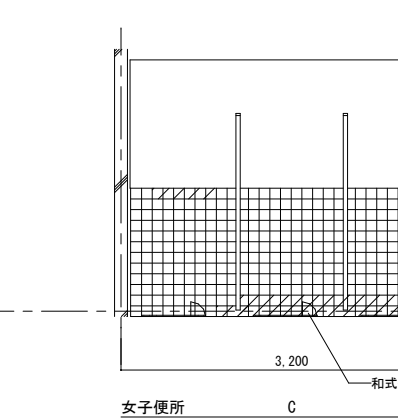
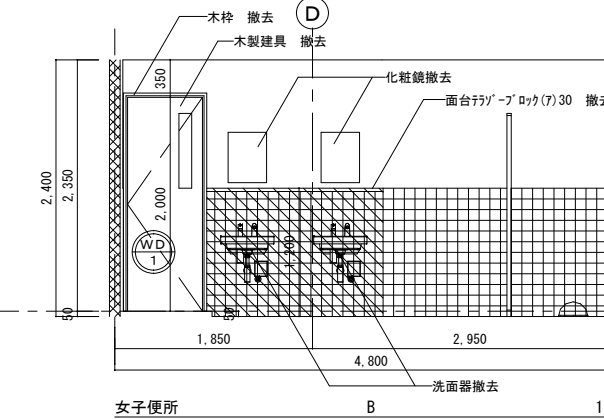
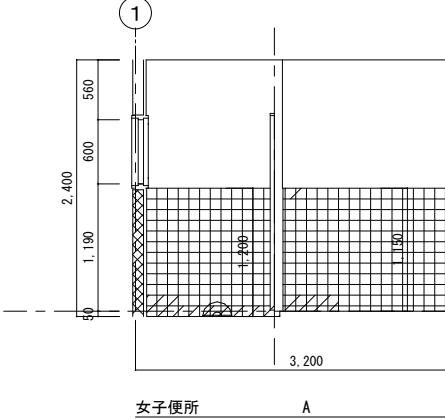
改修後 男子便所

天井	化粧石膏ボード t=9.5
廻縁	塩ビ
壁	メラミン不燃化粧板 t=3
巾木	床材張上げ H=100
床	ビニル床シート t=2、一部汚垂石



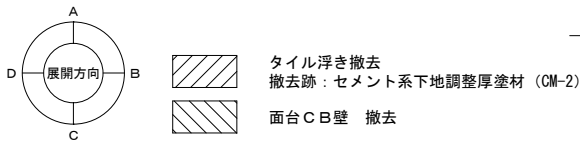
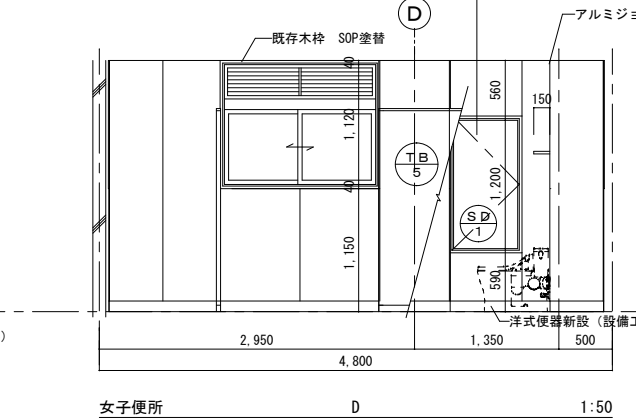
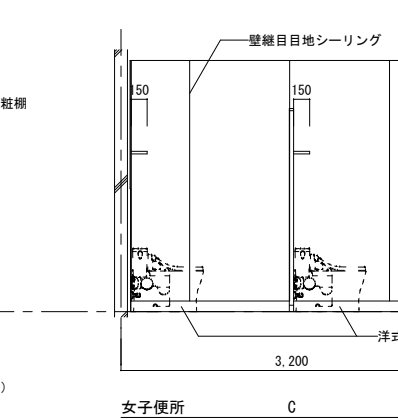
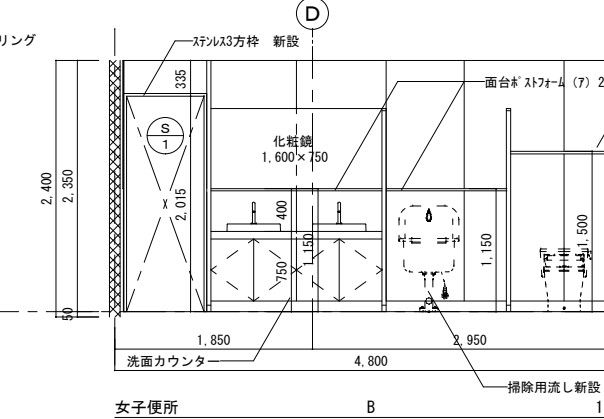
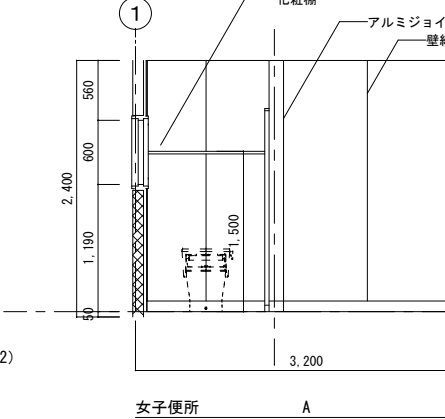
改修前 女子便所

天井	ケイカル板 t=6 底目張り AEP塗 撤去 (下地共)
廻縁	塩ビ 撤去
腰壁	陶器質100角タイル張り 既存のまま (打診によりタイル浮き部分撤去)
壁	モルタル金コテ押え AEP塗 既存のまま
巾木	
床	モザイクタイル50角 既存のまま 和式便器撤去周囲：タイル撤去



改修後 女子便所

天井	化粧石膏ボード t=9.5
廻縁	塩ビ
壁	メラミン不燃化粧板 t=3
巾木	床材張上げ H=100
床	ビニル床シート t=2



徳島県土整備部営繕課

設計

竣工

工事名 R7 宮崎 海部高等学校 海・大里 トイレ改修工事

図面名

展開図 (改修前後)

図面番号 A-11

通し番号 17

(株) 林 建築事務所

〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL：088-654-0359

一級建築士登録：第100387号 林 茂樹 FAX：088-623-7425

改修前建具表（撤去） SC:1/50

凡 例	WD 1	SD 1	TB 1	TB 2	TB 3	TB 4
姿 図 (外 観)						
▽ F L						
名 称	片開きフラッシュ戸	スチール製片面フラッシュ片開きドア	トイレブース	掃除具入	トイレブース	S K、掃除具入
使用箇所	2階男子、女子便所	2階男子、女子便所	2階男子便所	2階男子便所	2階女子便所	2階女子便所
数 量	2	2	1	1	1	1
見 込	36	40	40	同左	同左	同左
材 種	ポリ合板	ボンデ鋼板 (7) 2.3	ポリ合板	同左	同左	同左
硝 子	型ガラス t-4		—	—	—	—
塗 装	枠廻 SOP	SOP塗り	—	—	—	—
金 物	空錠、丁番、戸当り	ステンレス丁番、取外しキーハンドル	ステンレス支持金物、ステンレス頭つなぎ、ラバトリーヒンジ、表示錠、戸当り	ステンレス支持金物、ステンレス頭つなぎ、ラバトリーヒンジ、ドアノブ	ステンレス支持金物、ステンレス頭つなぎ、ラバトリーヒンジ、表示錠、戸当り	ステンレス支持金物、ステンレス頭つなぎ、ラバトリーヒンジ、ドアノブ
備 考	ステンレス沓摺、ストッパー					

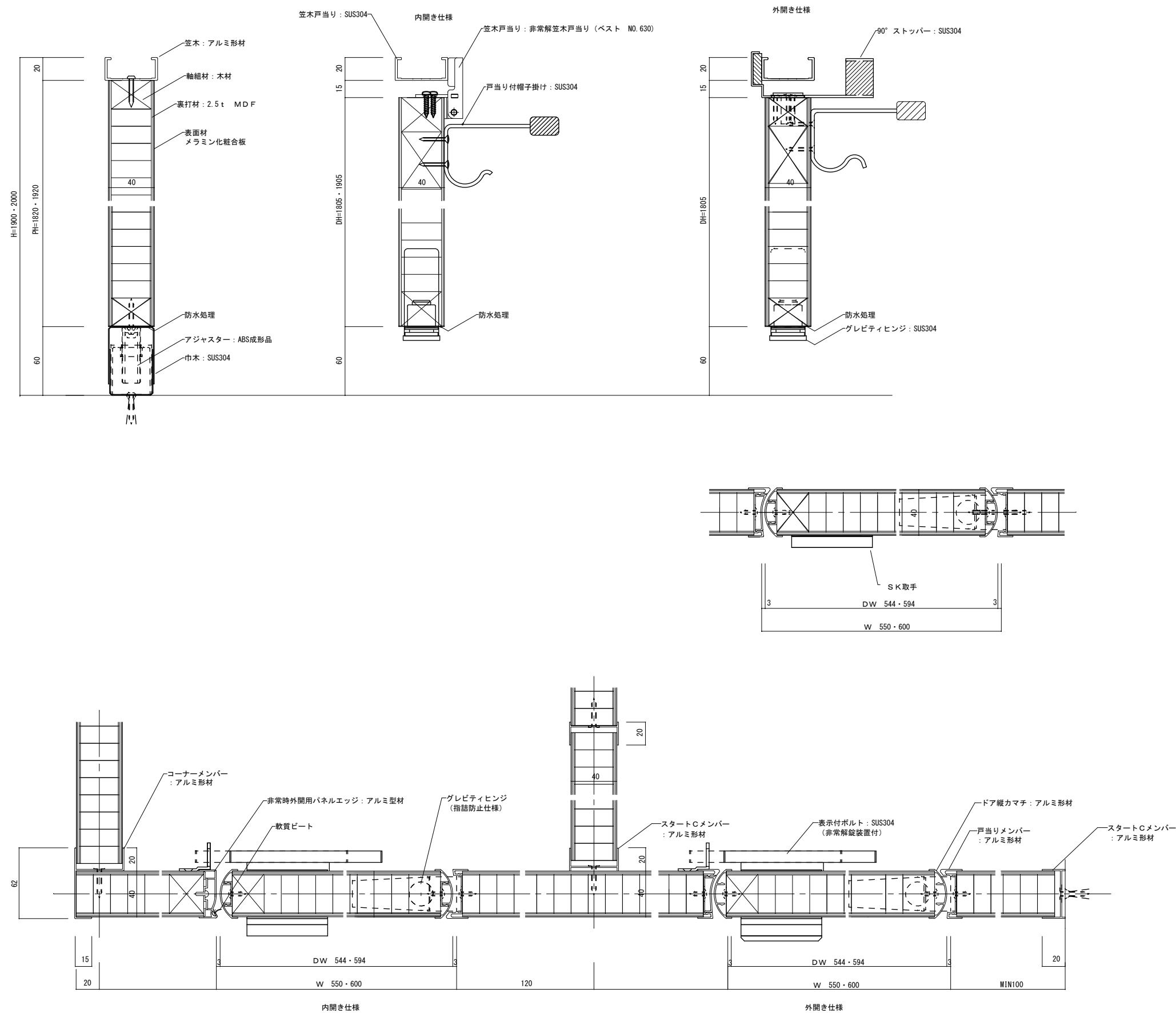
改修後建具表（新設） SC:1/50

凡 例	S 1	SD 1	TB 1	TB 2	TB 3	TB 4	TB 5
姿 (外 図 観) ▽ F L							
名 称	ステンレス 3 方枠	スチール製片面フラッシュ片開きドア	トイレブース	S K、掃除具入	トイレブース	S K、掃除具入	トイレブース
使用箇所	2 階男子、女子便所	(本館) 1 ～ 4 階女子便所内	2 階男子便所	2 男子便所	2 階女子便所	2 階女子便所	2 階女子便所
数 量	2	4	1	1	1	1	1
見 込	200	40	4 0	同左	同左	同左	同左
材 種	ステンレス SUS304 H L	ボンデ鋼板 (ア) 2.3	高压メラミン樹脂化粧板 (下地: MDF) ※標準柄木目含む	同左	同左	同左	同左
硝 子	—	—	—	—	—	—	—
塗 装	—	SOP塗り	—	—	—	—	—
金 物		ケースハンドル錠、マスターキー付	表示錠 (非常時外開装置付)、戸当り、プレビティヒンジ、アルミ笠木	ケースハンドル、プレビティヒンジ、アルミ笠木	表示錠 (非常時外開装置付)、戸当り、プレビティヒンジ、アルミ笠木	ケースハンドル、プレビティヒンジ、アルミ笠木	表示錠 (非常時外開装置付)、戸当り、プレビティヒンジ、アルミ笠木
備 考		ステンレス丁番、アームストッパー	ステンレス巾木HL、フック	ステンレス巾木HL、フック	ステンレス巾木HL、フック	ステンレス巾木HL、フック	ステンレス巾木HL、フック

化粧棚（奥行150） ※位置：2階男女便所（図示による） ※数量：計5箇所 男子＝2箇所 女子＝3箇所 （長さは平面詳細図参照及び製作は実測による） 断面図 1／5		掃除具掛：各階各トイレ ※位置：2階男女便所（掃除具入） ※数量：計4箇所 男子＝2箇所（2箇所 x 1階分） 女子＝2箇所（2箇所 x 1階分） ※挽き立て寸法 付け鴨居：45 x 60（杉） SOP塗 断面図 1／5 姿図 1／5		壁・巾木及び取り合い沿い：メラミン不燃化粧板張 t=3（専用役物共） ※各壁面の下地仕様は、仕上等別図参照。 平面 1／3 平面：見切(端部・取合) 1／3 平面：出隅 1／3 平面：入隅 1／3 巾木廻り断面 1／3 男子便所：巾木廻り断面（小便器：床汚垂石張り） 1／3			
洗面カウンター1式（洗面器・自動水栓・排水金具） 及び化粧鏡 ※位置：2階：男女便所 ※数量：計2箇所（長さは平面詳細図参照） ※仕様：（各手洗いカウンター毎の自動水洗の数量及び化粧鏡の全体姿図及び長さは、平面詳細図等参照） ・手洗いカウンター：奥行550、人工大理石、前面扉式 ・洗面器：ペッセル式 ・排水金具：洗面器製造者専用品 ・自動水栓：発電型 ・化粧鏡：耐食鏡、t5、フリーサイズ又は分割式、枠は製造者仕様による。 ※特記仕様 ・水栓・排水金物への給排水管接続は、別途設備工事とする。 ・製作図段階で設備配管等の納まりについては関連工事と調整すること。 姿図 1／20 断面図 1／20						（改修前後）内壁断面詳細図 （改修前）壁断面詳細図 1／3 （改修後）壁断面詳細図 1／3	
徳島県県土整備部営繕課		工事名 R7営繕 海部高等学校 海・大里 トイレ改修工事		図面番号 A-13 通し番号 19		（株）林 建築事務所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL：088-654-0359 一級建築士登録：第100387号 林 茂樹 FAX：088-623-7425	
設計 R6.06 竣工		図面名 部分詳細図1		縮尺 1/3、1/5、1/20			

面台（小便器取付）		面台（洗面カウンター等取付）							
※面台長さは、平面詳細図参照 面台壁断面詳細図 1 / 10		※面台長さは、平面詳細図参照 面台壁断面詳細図 1 / 10							
和式便所撤去跡スラブコンクリート補修詳細図									
断面図 1 / 10									
		徳島県県土整備部営繕課		工事名		図面番号		通し番号	
設計		竣工		R 7 営繕 海部高等学校 海・大里 トイレ改修工事		A-14		20	
R6.06				図面名		縮尺			
				部分詳細図 2		1/10			
								(株)林建築事務所	
								〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL：088-654-0359 一級建築士登録：第100387号 林 茂樹 FAX：088-623-7425	

参考図



徳島県県土整備部営繕課		工事名	図面番号	通し番号	 (株) 林 建 築 事 務 所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL : 088-654-0359 一級建築士登録 : 第100387号 林 茂樹 FAX : 088-623-7425
		R 7 営繕 海部高等学校 海・大里 トイレ改修工事	A-15	21	
設計	竣工	図面名	縮尺		
R6.06		トイレブース詳細図 (参考図)	NO SCALE		

III. 電気設備工事特記仕様書

1 章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等

- (1) 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は（標仕<1> 1.1.3）により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
・ 自家用電気工作物の保安規程（ ・ 本工事に關し定める ○ 既存施設の保安規程を適用（改修・増築等））
・ 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に關する保安業務（ ○ 本工事 ・ 別途 ）
・ 本受電後引渡しまでの基本料金（ ・ 本工事 ○ 別途 ）
(2) 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
(3) 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

2. 技能士

技能士の適用については、次の技能検定作業（以下「作業」という。）のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート 圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作 サッシ施工	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業 ・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ 施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーベット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調調 機器施工	・ 冷凍空調調和機器施工作業

（注）表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

3. 他工事との工事区分

図面に記載されていない他工事との工事区分は別表「工事区分表」による。

4. 施工条件

- 施工条件は次による。
・ 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
・ 本工事においては、8:00～17:00までとする。
・ 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
・ 本工事においては、騒音等の施設運営に支障となる解体工事は、事前に施設管理者と日程の協議を行うこと。
・ 資機材の搬入・搬出経路については別図のとおりとする。なお、図示以外の経路を必要とする場合は、施設管理者に協議し承諾を得ること。
・ 施設内では、別図に示す作業員動線図に基づき移動し、工事区域外への立入りには十分注意すること。
・ 現場着手前に改修範囲について入念な現地調査を行うと共に、施設管理者へのヒアリングを行い、その結果を施工計画書・仮設計画・施工図等の作成に十分活用すること。
・ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

5. 発生材の処理等

発生材の処理等は、標仕<1>1.3.9「発生材の処理等」により行う。

- (1) 産業廃棄物の処理
産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。

種 類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所 在 地 処 分 地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜, 円)	単位
コンクリート (無筋)	〈有〉 西野建材 (中間処分)		海部郡海陽町大里字松原32-163 海部郡海陽町大里字松原32-163	1.3	2,100	t
コンクリート (有筋)	〈有〉 西野建材 (中間処分)		海部郡海陽町大里字松原32-163 海部郡海陽町大里字松原32-163	1.3	2,300	t
金属（処分）	虎尾商事（有）		阿南市橋町東中浜174番地 阿南市橋町東中浜174番地	48	0	t
廃プラ	〔財〕徳島県 環境整備公社(橋)		阿南市橋町小勝187番の地先 阿南市橋町小勝187番の地先	46.6	35,000	t

（注） 表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者（以下「優良産業廃処分業者」という。）」であることを示す。

- ・ コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
・ 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。なお、上記の処分場が優良産業処分業者に認定されているとき、処分場を変更する場合は、原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
(2) 建設発生土の処理
・ 構外に搬出し適切に処理 ※土壤検査を本工事で（ ・ 行う（箇所） ・ 行わない ） ・ 構内敷きならし
・ 構内の指示場所（図示）に集積
なお、民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。
〔最終処分場の指定〕※残土搬入前に下記処分場へ問合せ、受入れの可否について確認すること。
・ 処分場名： ・ 所在地：
・ 処分単価（税抜）： 円 ・ 運搬距離： kmを見込んでいる。

6. 養生等

- (1) 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。
(2) 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置を施すこと。

備品等名称	
保管場所	
注意事項	

7. 機材の品質等

- (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
(2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
①品質及び性能に關する試験データを整備していること。
②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
③法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
④製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
⑤販売、保守等の営業体制を整えていること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤（OA盤・実験盤を含む）、制御盤、キュービクル式配電盤 高圧スイッチギヤ（CW形、PW形）
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器 高圧変圧器（特定機器）、高圧避雷器
蓄電池	ペント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池 シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	常時インバータ給電方式（定格出力300kVA以下のもの）、ラインインタラクティブ方式 常時商用給電方式、常時インバータ給電方式（簡易型）
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 ※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、 太陽電池アレイ及び接続箱を除く。
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	簡易形監視制御装置、監視制御装置

- (3) 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
(4) 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

8. 施工調査

- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
(2) 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査（支障物件の調査・確認を含む）及び工事関係者（施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等）との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

2 章 共通工事・関連工事

1. 耐震施工（参考図書：建築築設備耐震設計・施工指針（2014年版））

- (1) 設備機器の固定は、施設の種類並びに機器の種類別、重要性及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。
なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
・ 設計用水平地震力
機器の重量（kN）に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
・ 設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
・ 施設の種類、地域係数
・ 施設の分類（ ○ 特定の施設 ・ 一般の施設 ） ・ 地域係数（ ○ 1.0 ・ 0.9 ）
・ 重要機器
・ 配電盤 ・ 防災用発電装置 ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機
・ 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信網装置 ・

設計用標準水平震度		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

（注） ・ 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
・ 水槽類にはオイルタンク等を含む。

- (2) 質量100kg以下の軽量の機器（標仕の適用を受けるものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
(3) 横引き配管等の耐震支持は、施設の分類に応じたものとする。

2. あと施工アンカー

あと施工アンカーボルトの選定については、次による。

- (1) 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。
（ ・ ・ ・ ）
・ 試験方法 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
・ 試験箇所数 1ロットに対し3本とし、ロットから無作為に抜き取る。
(2) 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
(3) 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものである。

3. 非破壊検査

- (1) はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。
(2) 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。

4. 風圧力及び積雪荷重の適用区分

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には、次の条件を用いる。
・ 風圧力 風速Vo＝（ ・ 36 ・ 38 ） m/s ・ 積雪荷重 平成12年建設省告示1455号における区域 別表（三十五）

5. 仮設工事

- (1) 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。
・ 既存電力利用（ ○ できる ・ できない ）、電力料金（ ○ 有償 ・ 無償 ）
・ 既存水利用（ ○ できる ・ できない ）、用水料金（ ○ 有償 ・ 無償 ）
(2) 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。
・ 同用地は、（ ・ 図示の場所に ・ 用意していないので業者にて ） 設けること。
・ 同用地に対する借地借家料を（ ） 円見込んでいる。

徳島県土木整備部営繕課		工事名	図面番号	通し番号	（株）林建築事務所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL：088-654-0359 一級建築士登録：第100387号 林 茂樹 FAX：088-623-7425
		R 7 営繕 海部高等学校 海・大里 トイレ改修工事	電特-01	22	
設計	R6.06	竣工	図面名	縮尺	
		電気設備工事特記仕様書 1			

3章 電灯設備

1. LED照明器具

LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。

2. 非常用照明器具の照度測定

設置した各室の2箇所以上で行うものとし、詳細は監督員との協議による。

3. 照明制御の照度測定

明るさセンサにより照明制御を行う室は、照度を測定し、測定表を監督員に提出する。なお、明るさセンサの設定は、監督員の指示による。
・照度測定時期 100%点灯時（ 夜間 昼間） 調光制御点灯時（ 夜間 昼間）

4. 照明制御設定器

附属数（ 1個  個）

5. 事前確認・施工後確認

・改修前の（ 照明回路  コンセント回路）について、絶縁測定を行う。
・改修後の（ 照明回路  コンセント回路）について、絶縁測定を行う。

11章 その他

1. 機器取付高さ

次表を標準とする。ただし、天井高がFL+3,000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。

名 称	測 点	取付高 (mm)	備 考
【電力共通】			
積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000	
引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200	
【電灯】			
分電盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
スイッチ	床上～中心	1,300	
コンセント（一般）	床上～中心	300	
〃（和室）	床上～中心	150	
〃（台上）	台上～中心	150	
〃（土間）	床上～中心	800～1,300	
〃（車椅子用）	床上～中心	900	
ブラケット（一般）	床上～中心	2,100～2,300	
〃（踊場）	床上～中心	2,000～2,600	
〃（鏡上）	鏡上端～中心	150	
多機能便所スイッチ	床上～中心	1,100	
【動力】			
壁掛形制御盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
手元開閉器	床上～中心	1,500	
制御用スイッチ	床上～中心	1,300	
【構内交換・構内情報通信網】			
端子盤	床上～下端	300	
保安器箱	天井下～上端	200	
壁付アウトレット（一般）	床上～中心	300	
〃（和室）	床上～中心	150	
【電気時計】			
壁掛形親時計	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
子時計	床上～中心	天井高×0.9	
【拡声】			
壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×0.9	
壁付アッテネータ	床上～中心	1,300	
【情報表示】			
情報表示盤	床上～中心	天井高×0.9	
壁付発信器	床上～中心	1,300	
ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	2,300	
受付押しボタン（一般）	床上～中心	1,300	
電源箱	床上～下端	300	
【誘導支援・呼出】			
壁付インターホン（一般）	床上～中心	1,300	
〃（外部受付）	床上～中心	標準図による	
〃（モニタ付）	床上～中心	1,400	
〃（カメラ付）	床上～中心	1,100～1,400	
壁付位置ボックス（一般）	床上～中心	300	
〃（和室）	床上～中心	150	
呼出ボタン（多機能便所）		900(400)	(400)は床に転倒した場合を考慮した取付高を示す
【テレビ共同受信】			
機器収容箱	天井下～上端	200	
直列ユニット（一般）	床上～中心	300	
〃（和室）	床上～中心	150	
【火災報知】			
受信機・副受信機	床上～中心	1500	
機器収容箱	床上～中心	800～1,500	
発信器	床上～中心	800～1,500	
警報ベル	天井下～上端	200	
表示灯	天井下～上端	200	
【ガス漏れ検知】			
ガス漏れ中継器	天井下～中心	300	
検知器（都市ガス）	天井下～下端	300	
〃（LPガス）	床上～下端	300	

2. 配線図記号

- (1) EM-EFFケーブルにて、4芯以上の配線を布設する場合、全部又は一部に4芯のものを使用しても差し支えない。
(2) 図面に明記なき配管は次のとおりとする。
 (G16) (G22) …… 厚鋼電線管（JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの）を示す。
 (16) (22) …… PF管（単層管）（JIS C 8411「合成樹脂製可とう電線管」によるもの）を示す。
 (19) (25) …… ねじなし電線管（JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの）を示す。
(3) EM電線及びEMケーブルの表記において、「EM」が省略されている場合は、「EM」付きの表記のものに読み替える。

- (3) 交通誘導警備員の配置
交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 日間配置すること。
・警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（ ・ 義務付けられている ・ 義務付けられていない）。
・警備員は、延べ（ ）人（昼（ ）人、夜（ ）人：うち検定合格警備員（ ）人）を見込んでいる。
・警備業法を遵守するとともに、受注者は、交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。
- (4) 足場その他
足場及び作業構台の類を（ ・ 本工事で設置する ・ 関連工事が定置するものを無償で利用できる ）。
・ 外部足場（種類： 敷布、D= cm、シート仕様： ）
 ※足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（建築標仕<2>2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。ただし、監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。
・ 内部足場（種類： 敷布、D= cm）

9. 接地工事

接地極の材料は下表による。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。

接地極の種類	記号	接地抵抗値	接地極の材料（寸法mm）
・ 共同接地（A・C・D種）	EA・C・D	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連－2組
・ 共同接地（A・B・C・D種）	EA・B・C・D	Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連－2組
・ A種	EA	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連－2組
・ B種	EB	Ω以下	EB（D=14又はW=40）×2連－2組
・ C種	EC	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連－2組
・ D種	ED	100Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
・ ELCB用	EELCB	Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
・ 雷保護用	ELA	Ω以下	・ EP－0.6×2 ・ EB（D=14又はW=40）× 連－ 組
・ 高圧避雷器用	ELH	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連－2組
・ 交換機陽極用	Et	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連－1組
・ 本配線盤保安装置用	EAt	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連－2組
・ 拡声増幅器用	EDt	100Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
・ 各種通信機器用	Eda	100Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
・ 保安器用	ELt	100Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
・ 測定用補助	EO	－	EB（D=14又はW=30）×1

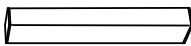
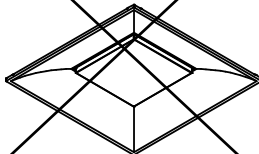
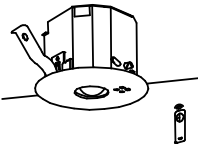
（備考） EBの長さは、D=14の場合は1,500、W=30の場合は900、W=40の場合は1,200とする。

接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。

10. その他共通事項

- (1) 配管工事
・最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。（最上階が二重天井の場合に限る。）
・長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。（標仕<2>2.2.9、<2>2.12.4）
・屋外の金属製防水形プルボックスは、（ ・ ステンレス製  鋼板製 ）とし、（ ・ メラミン焼付塗装  溶融亜鉛めっき ・ 無塗装 ）とする。
・屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m2のものを使用し、原則塗装不要とする。
- (2) 配線工事
・高圧ケーブルの種類（EM-高圧架橋ポリエチレンケーブル）は、JCS 4395「6,600V架橋ポリエチレンケーブル（3層押出型）」によるものとする。
- (3) 塗装工事
・次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。（ 一般居室、廊下等 ・ ）
・屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装不要とする。
- (4) 配線器具
・図面に記載なきフラッシュプレートの材質は、（ 新金属製 ・ 樹脂製 ）とする。
- (5) 支持金物等
・屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製又は鋼材にJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。
- (6) 用途別表示
・盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。（標仕 <2>2.2.10、<2>2.12.5）
なお、屋外において直接外気に触れる場所（盤内、プルボックス内を除く。）及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
・カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- (7) その他
・分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
・分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数（スペースを含む）に応じた配管を天井裏まで立上げる。
・改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
・自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。

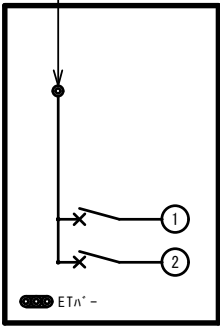
徳島県県土整備部営繕課		工事名	図面番号	通し番号	 (株)林 建 築 事 務 所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL：088-654-0359 一級建築士登録：第100387号 林 茂 樹 FAX：088-623-7425
		R 7 営繕 海部高等学校 海・大里 トイレ改修工事	電特-02	23	
設計 R6.06	竣工	図面名 電気設備工事特記仕様書 2	縮尺		

×46W		LED直付形40形 防湿型・防雨型		B		LEDウォールライト 20形		C		LEDダウンライト 100形		D		LEDスクエアベースライト 埋込型 下面開放型 □600		E非常		LED非常灯 自己点検機能付	
LSS9MP/RP-4-46LN		2台		LBF3MP/RP-2-13LN		4台		LRS1-08LN		9台		LRS15-6-58LN		2台		K1-LRS11-2		1台	
																			
器具取付高さ																			
器具取付高さ																			
単体配置																			
直線配置																			
四角配置																			

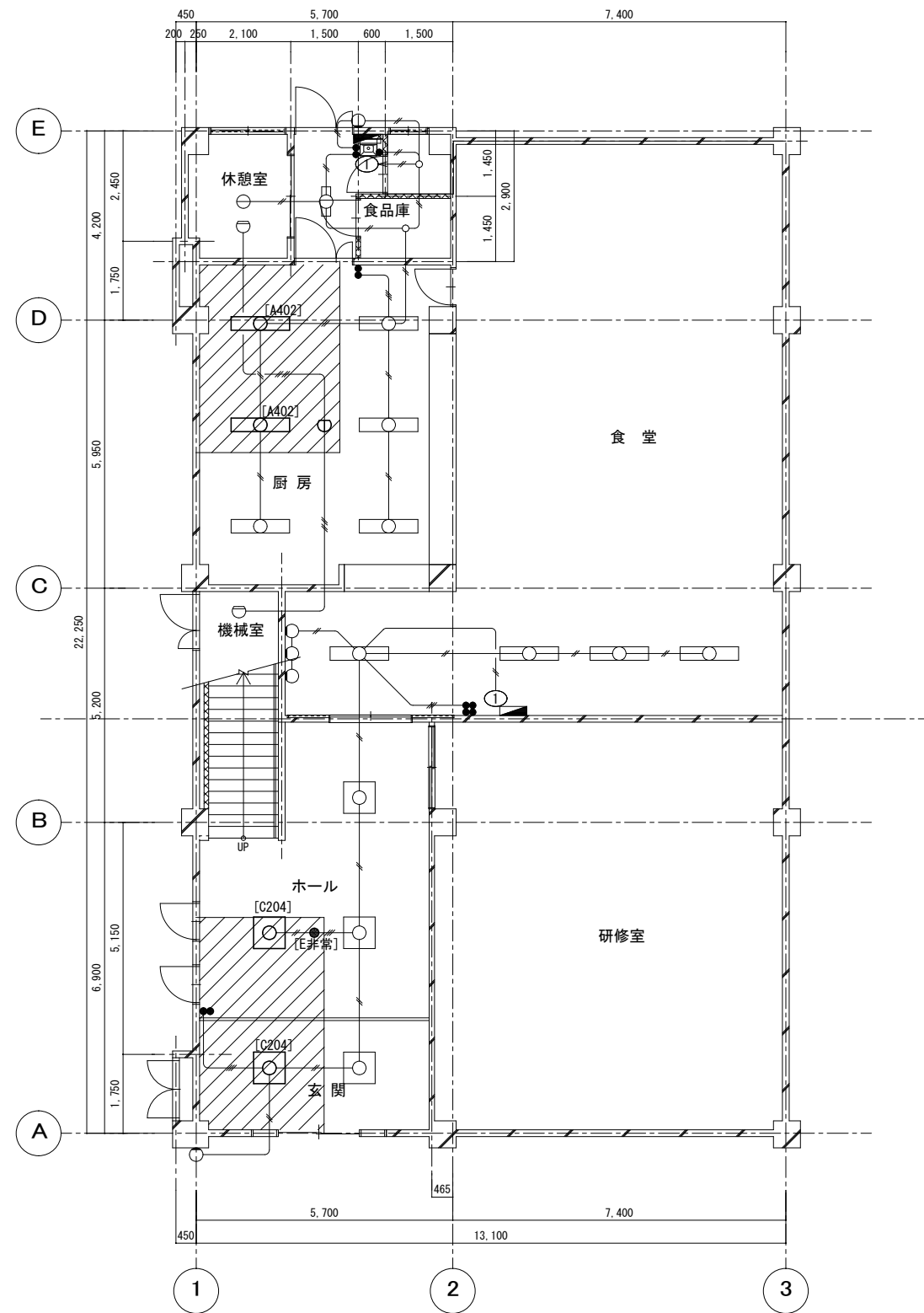
記 号	名 称 ・ 仕 様	備 考
	照明器具	上記姿図参照
	照明器具	上記姿図参照
	照明器具	上記姿図参照
●	照明器具	上記姿図参照
●	照明器具	上記姿図参照
	換気扇	別途空調工事
● RAS	天井取付センサ付自動スイッチ親機(明るさセンサ付) 8A AC100V 10Sec~30Min可変形検知後換気扇連続動作時間10Sec~30Min可変形	
● CL	天井取付熱線センサ付自動スイッチ子器5mA 12V DC	
● CLF	天井取付熱線センサ付自動スイッチ子器 1A AC100V 換気扇100W 検知後換気扇連続動作時間10Sec~30Min可変形	
● ET	埋込コンセント 2P15A×1, ET	新金属プレート
 B	位置ボックス アウトレットボックス中浅	
	定温式ｽﾍﾟｰﾄﾞ型感知器 1種防水	取替
	壁面溝はつり補修	
	壁貫通はつり補修	

盤 名 称	L-2WC
構 造	露出型鋼板製既製品
	標準色塗装

既設電灯盤L-2主幹2次側に接続



容量 (KW)	配 線 用 遮 断 器	負 荷 名 称
800	ELB 2P30AF20AT1E	男子便所 コンセント
800	ELB 2P30AF20AT1E	女子便所 コンセント

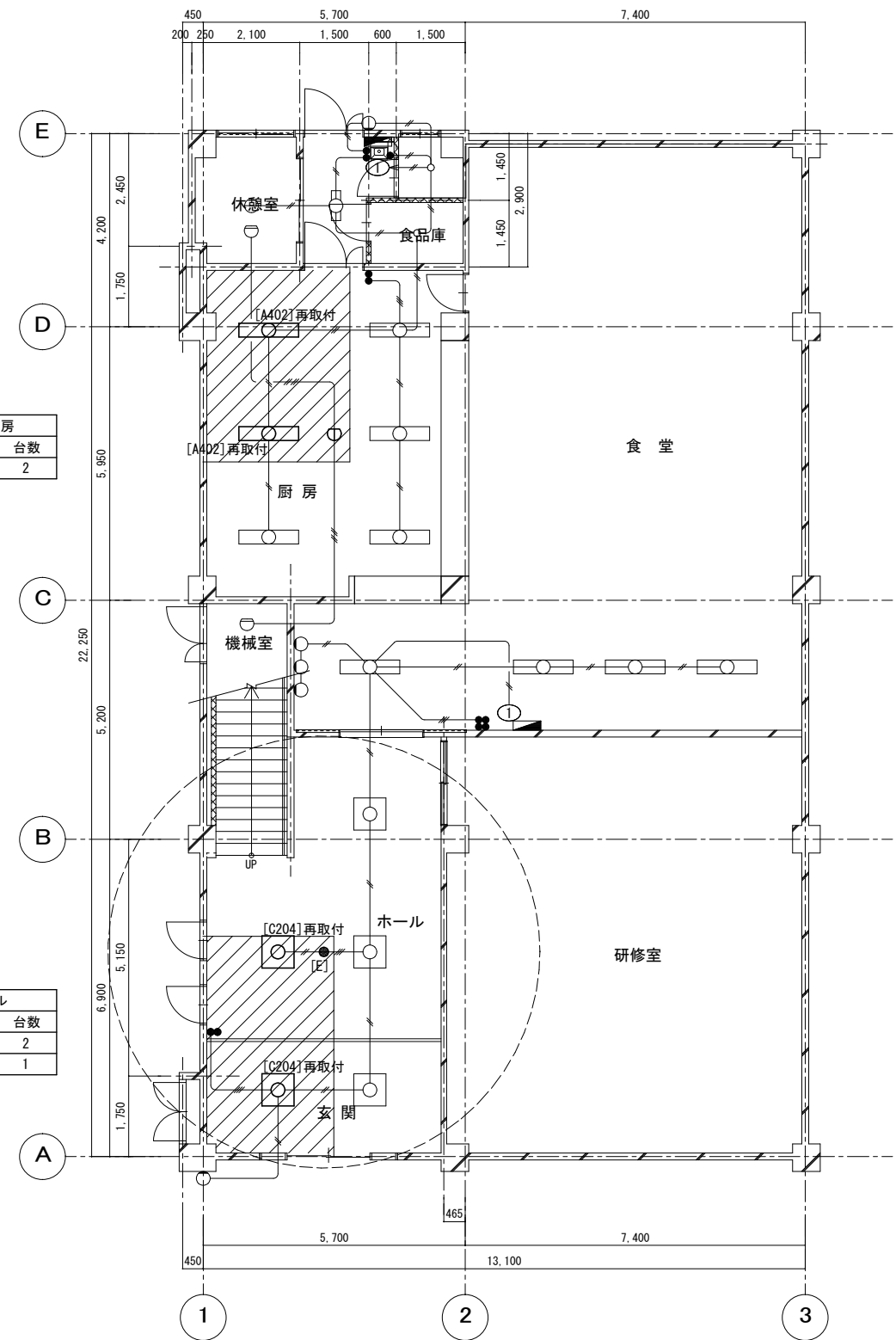


改修前 1 階平面図 SC=1/100

撤去器具リスト						
記号	出力 (W)	灯数	形状	台数	備考	
[A402]	FL40	2	直付け	2	撤去処分	
[C204]	FL20	4	埋込	2	取外し再取付	
[E非常]	1L20	1	埋込	1	撤去処分	

— IV 1.6 x 2 (19)
— IV 1.6 x 3 (19)
電線、ケーブルは撤去、配管は可能な限り撤去すること
— 既設設備再使用部分を示す

【凡例】
：建築天井改修範囲を示す



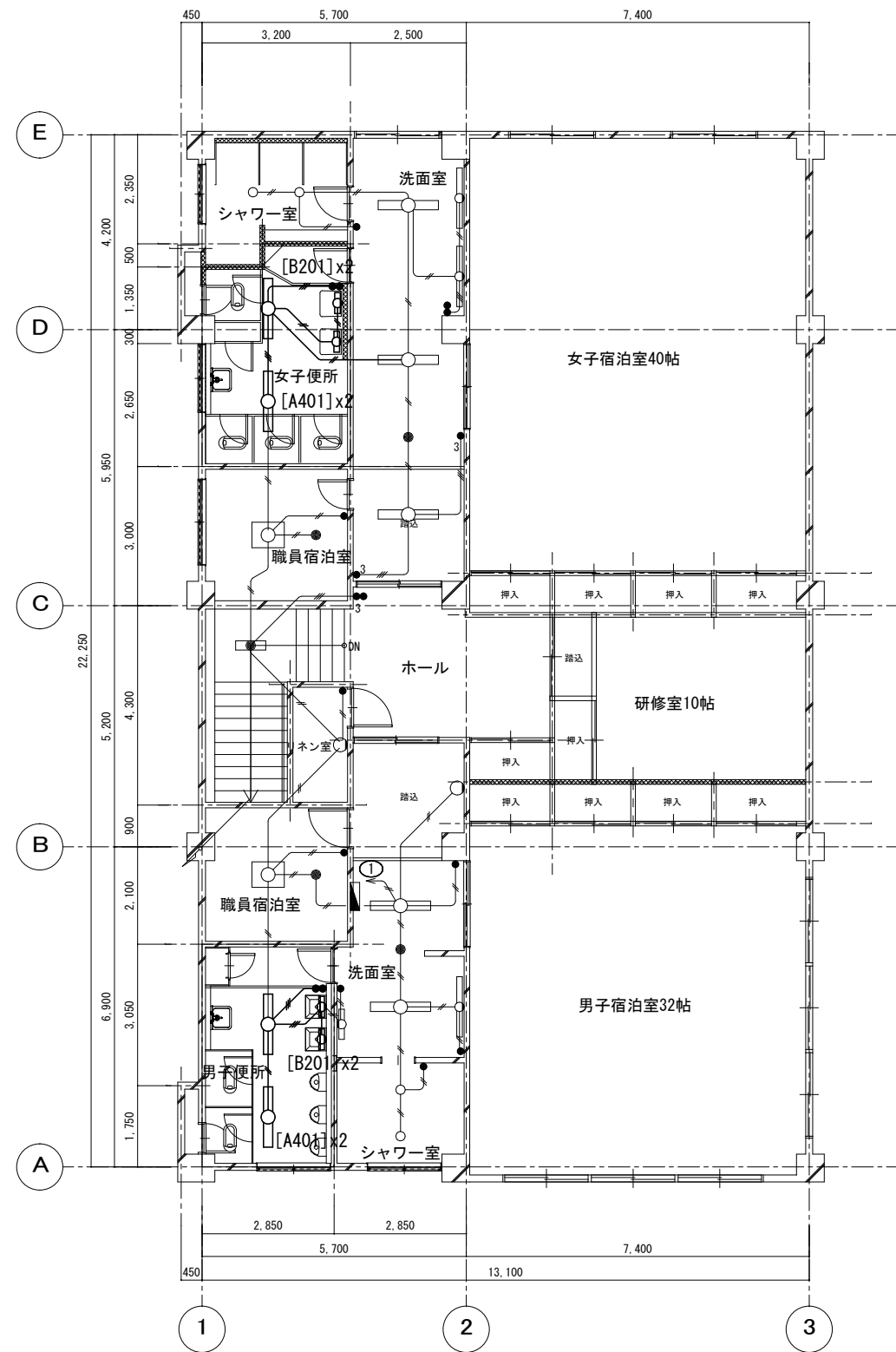
厨 房	
記号	台数
[A402]	2

ホ ー ル	
記号	台数
[C204]	2
[E]	1

改修後 1 階平面図 SC=1/100

【凡例】
：建築天井改修範囲を示す

— 既設設備を示す



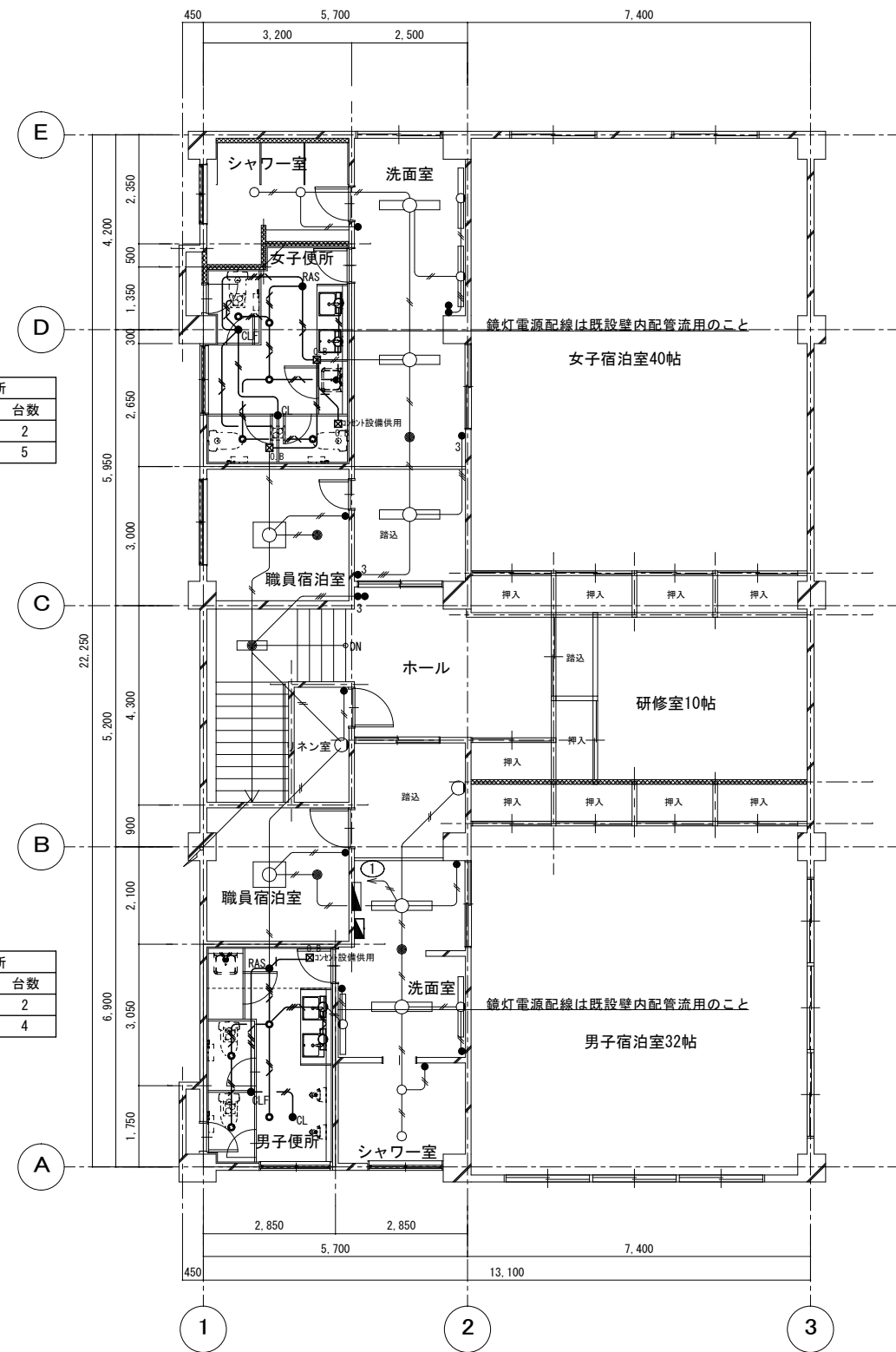
改修前2階平面図 SC=1/100

撤去器具リスト				
記号	出力 (W)	灯数	形状	台数
[A401]	FL40	1	直付け	4
[B201]	FL20	1	壁付	4

— IV 1.6 x 2 (19)
— IV 1.6 x 3 (19)
電線、ケーブルは撤去、配管は可能な限り撤去すること
— 既設設備再使用部分を示す

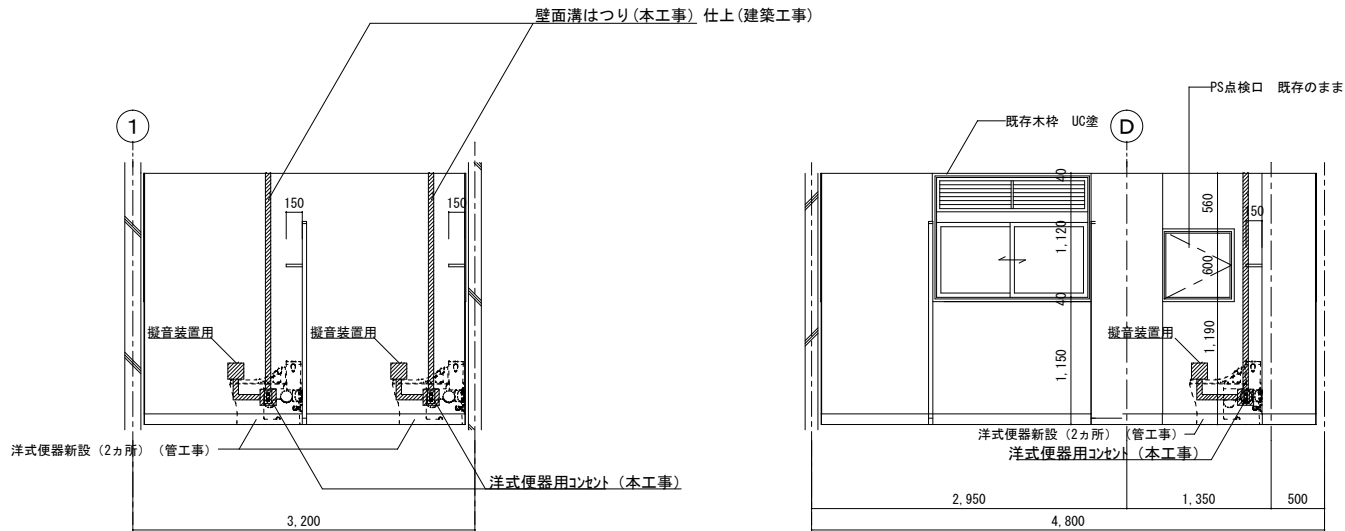
女子便所	
記号	台数
[B]	2
[C]	5

男子便所	
記号	台数
[B]	2
[C]	4

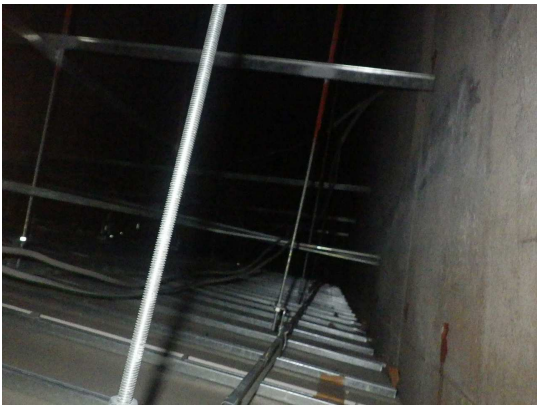


改修後2階平面図 SC=1/100

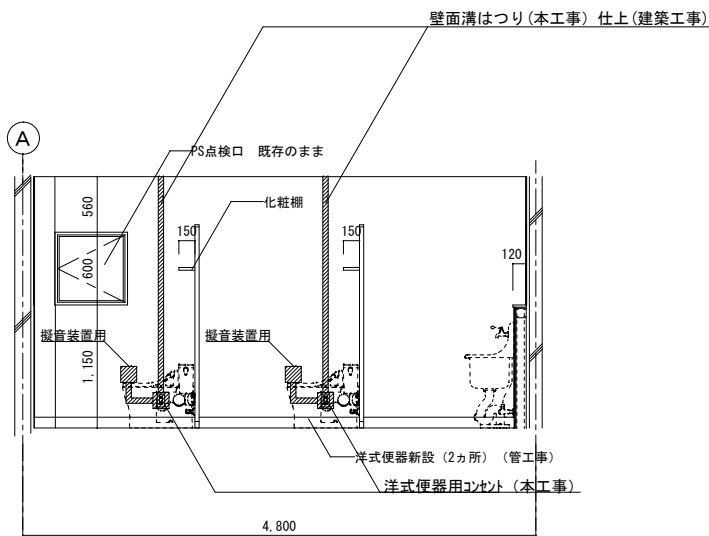
2.0	EM-EEF 2.0-3C
1.6	EM-EEF 1.6-2C
1.6	EM-EEF 1.6-3C
1.6	EM-EEF 1.6-3C
1.6	EM-EEF 1.6-3C, E1.6
1.6	EM-EEF 1.6-2C+3C
1.6	E1.6
—	既設設備を示す



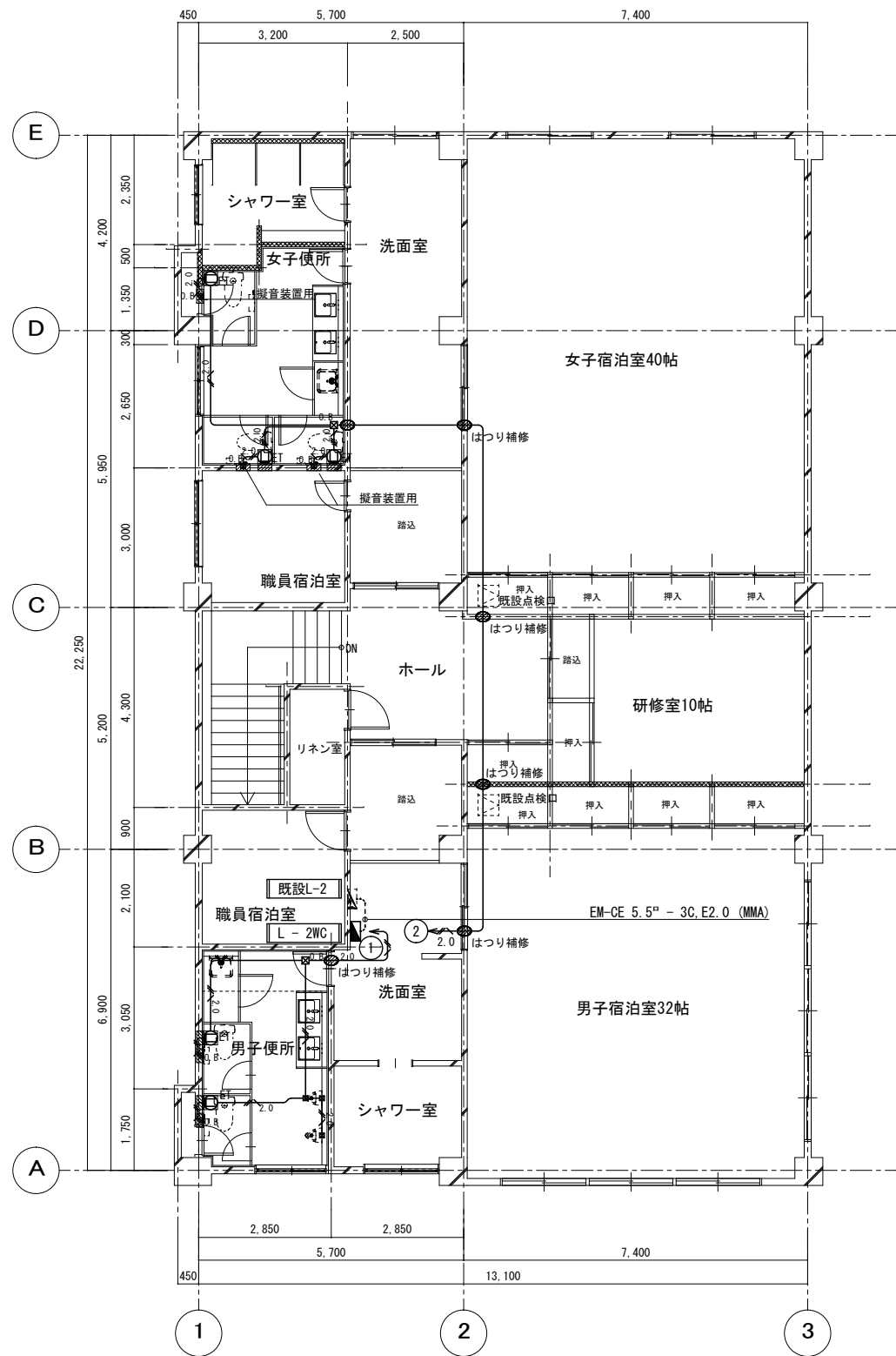
セミナーハウス2階女子便所



男子宿泊室天井裏チェック用



セミナーハウス2階男子便所



改修後2階平面図 SC=1/100

2.0 EM-EEF 2.0-3C
壁面露出立下りは、はつり補修(建築工事)(PF管)にて保護のこと。
既設設備を示す

徳島県土整備部営繕課		工事名	R7営繕 海部高等学校 海・大里 トイレ改修工事	図面番号	E-04	通し番号	27	(株)林建築事務所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL: 088-654-0359 一級建築士登録: 第100387号 林 茂樹 FAX: 088-623-7425
設計	R6.06	竣工	図面名	コンセント設備2階平面図(改修後)		縮尺		

III. 機械設備工事特記仕様書

1 章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等

- (1) 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は（標仕<1> 1. 1. 3）により行う。なお、監理指針<1>1. 1. 3を参考とする。
・ 自家用電気工作物の保安規程（ ・ 本工事に關し定める **既存施設の保安規程を適用（改修・増設等）**）
・ 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務（ ・ 本工事 **（別添）**）
- (2) 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- (3) 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

2. 技能士

技能士の適用については、次の技能検定作業（以下「作業」という。）のうち、各工事に適用する作業を指定するものとする。

技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート 圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作 サッシ施工 ガラス施工	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業 ・ ビル用サッシ施工作業 ・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ 施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーベット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業
配管	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	● 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調調 機器施工	・ 冷凍空調調和機器施工作業

（注）表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

3. 他工事との工事区分

図面に記載されていない他工事との工事区分は下表による。

工 事 項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	別途工事	備 考
はり貫通部のスリーブ		○	○	○		
同上補強	○					
整・便器等の箱入れ		○	○	○		
同上補強	○					
天井埋込個所の天井材の切込み	○					
同上補強	○					
配管貫通用穴明け		○	○	○		
洗面カウンター	○					
鏡	○					
衛生陶器及び水栓類			○			
ペーパーホルダー			○			

4. 施工条件

- 施工条件は次による。
- 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
 - 本工事においては、8:00～17:00までとする。
 - 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
 - 本工事においては、騒音等の施設運営に支障となる解体工事は、事前に施設管理者と日程の協議を行うこと。
 - 資機材の搬入・搬出経路については別図のとおりとする。なお、図示以外の経路を必要とする場合は、施設管理者に協議し承諾を得ること。
 - 施設内では、別図に示す作業員動線図に基づき移動し、工事区域外への立入りにには十分注意すること。
 - 現場着手前に改修範囲について入念な現地調査を行うと共に、施設管理者へのヒアリングを行い、その結果を施工計画書・仮設計画・施工図等の作成に十分活用すること。
 - その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

5. 発生材の処理等

発生材の処理等は、標仕<1>1. 3. 9「発生材の処理等」により行う。

- (1) 産業廃棄物の処理
産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。

種 類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優 良	所 在 地 処 分 地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜, 円)	単位
コンクリート(無筋)	(有) 西野建材 (中間処分)		海部郡海陽町大里字松原3 2－1 6 3 海部郡海陽町大里字松原3 2－1 6 3	1. 3	2, 100	t
コンクリート(有筋)	(有) 西野建材 (中間処分)		海部郡海陽町大里字松原3 2－1 6 3 海部郡海陽町大里字松原3 2－1 6 3	1. 3	2, 300	t
金属(処分)	虎尾商事(有)		阿南市橋町東中浜1 7 4番地 阿南市橋町東中浜1 7 4番地	48. 0	0	t
ガラス	(財) 徳島県環境整備公社 (橋)		阿南市橋町小勝1 8 7番の地先 阿南市橋町小勝1 8 7番の地先	46. 6	5, 640	t
廃ブラ	(財) 徳島県環境整備公社 (橋)		阿南市橋町小勝1 8 7番の地先 阿南市橋町小勝1 8 7番の地先	46. 6	35, 000	t
汚泥	(財) 徳島県環境整備公社 (橋)		阿南市橋町小勝1 8 7番の地先 阿南市橋町小勝1 8 7番の地先	46. 6	12, 800	t
アスベスト含有 成形板等	(株) 明和クリーン		三好市山城町寺野字大休場9 5 6 三好市山城町寺野字大休場9 5 6	164. 8	36, 000	t

（注）表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者（以下「優良産業廃処分業者」という。）」であることを示す。

- コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
- 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。なお、上記の処分場が優良産業処分業者に認定されているとき、処分場を変更する場合は、原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

- (2) 建設発生土の処理
- 構外に搬出し適切に処理 ※土壌検査を本工事で（ ・ 行 う （ 箇所 ） ・ 行わない ） ・ 構内敷きならし
 - 構内の指示場所（図示）に集積
- なお、民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。
[最終処分場の指定] ※残土搬入前に下記処分場へ問合せ、受入れの可否について確認すること。
- ・ 処分場名：
・ 所在地：
・ 処分単価（税抜）： 円 ・ 運搬距離： kmを見込んでいる。

6. 養生等

- (1) 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならない補修する。
- (2) 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置を施すこと。

備品等名称	1F厨房の備品等
保管場所	監督員の指示による。
注意事項	監督員の指示による。

7. 機材の品質等

- (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
- ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。
- ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
- ③法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
- ④製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
- ⑤販売、保守等の営業体制を整えていること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー（簡易貫流ボイラー含む）、 鑄鉄製ボイラー（鑄鉄製簡易ボイラー含む） 鋼製小型ボイラー（小型貫流ボイラー含む）、 鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機（鋼製・鑄鉄製）、 無圧式温水発生機（鋼製・鑄鉄製）
冷凍機	チリングユニット（空気熱源ヒートポンプユニット含む）、 吸収冷温水機 吸収冷温水ユニット、 遠心冷凍機
冷却塔	冷却塔
空気調和機	ユニット形空気調和機、 ファンコイルユニット（カセット形含む） コンパクト形空気調和機、 パッケージ形空気調和機、 マルチパッケージ形空気調和機 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
空気清浄装置	エアフィルター（パネル形、折込み形、袋形）、 自動巻取形エアフィルター、 電気集塵器
全熱交換器	全熱交換器（回転形・静止形）、 全熱交換ユニット
送風機類	遠心送風機（多翼形送風機）、 斜流送風機、 軸流送風機、 消音ボックス付送風機
ポンプ類	横形遠心ポンプ、 水中モーターポンプ、 立形遠心ポンプ
ダクト付属品	吹出口・吸込口、 風量ユニット（定風量・変風量）
自動制御	自動制御システム
衛生器具ユニット	衛生器具ユニット
タンク	FRP製パネルタンク、 ステンレス鋼板製パネルタンク（溶接組立形、 ボルト組立形） 密閉形隔膜式膨脹タンク（給湯用）
消火装置	スプリンクラー消火システム、 不活性ガス消火システム、 泡消火システム ハロゲン化物消火システム
厨房機器	厨房システム
鑄鉄製ふた	マンホールふた、 弁井ふた

- (3) 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- (4) 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1. 4. 6により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

8. 施工調査

- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- (2) 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査（支障物件の調査・確認を含む）及び工事関係者（施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等）との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

9. 総合試運調整

- (1) 総合試運転調整の項目は次によるものとし、試運転調整完了後に記録表・測定表等の報告書を監督員に提出すること。（監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2. 1. 2. 2を参考にする。）
- ・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気の湿湿度の測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定
 - ・ 飲料水の水質の測定 ・ 雑用水の水質の測定 ・ 低圧屋内配線、弱電流電線の絶縁抵抗測定

2 章 共通工事・関連工事

1. 耐震施工（参考図書：建築築設備耐震設計・施工指針（2014年版））

- (1) 設備機器の固定は、施設の分類並びに機器の種別、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に對し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。
- なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
- ・ 設計用水平地震力
機器の重量（kN）に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
 - ・ 設計用鉛直地震力
設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
 - ・ 施設の分類、地域係数
・ 施設の分類（● 特定の施設 ・ 一般の施設） ・ 地域係数（● 1. 0 ・ 0. 9）
 - ・ 重要機器
 - ・ 給水機器（ ） ・ 排水機器（ ） ・ 換気機器 ・ 空調機器 ・ 熱源機器
 - ・ 防災設備 ・ 監視制御装置 ・ 危険物貯蔵装置 ・ 火を使用する設備 ・

設計用標準水平震度		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0
	防振支持の機器	2. 0	2. 0	2. 0	1. 5
	水 槽 類	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0
中層階	機 器	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6
	防振支持の機器	1. 5	1. 5	1. 5	1. 0
	水 槽 類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6
1階及び地下階	機 器	1. 0	0. 6	0. 6	0. 4
	防振支持の機器	1. 0	1. 0	1. 0	0. 6
	水 槽 類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6

- （注） ・ 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
・ 水槽類にはオイルタンク等を含む。
- (2) 質量100kg以下の軽量な機器（標仕の適用を受けるものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- (3) 横引き配管等の耐震支持は、施設の分類に応じたものとする。

2. あと施工アンカー

あと施工アンカーボルトの選定については、次による。

- (1) 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。
- （ ・ ・ ・ ）
 - ・ 試験方法 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
 - ・ 試験箇所数 1ロットに対し3本とし、ロットから無作為に抜き取る。
- (2) 配管・ダクトの吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
- (3) 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものである。

設計 R6. 07		徳島県県土整備部営繕課		工事名 R 7 営繕 海部高等学校 海・大里 トイレ改修工事	図面番号 機特-01	通し番号 28	H (株)林 建 築 事 務 所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL：088-654-0359 一級建築士登録：第100387号 林 茂樹 FAX：088-623-7425
		竣工		図面名 機械設備工事特記仕様書（1）	縮尺 NO SCALE		

3. 仮設工事

- (1) 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。
○既存電力利用（○ できる ・ できない ）、電力料金（○ 有償 ・ 無償 ）
○既存用水利用（○ できる ・ できない ）、用水料金（○ 有償 ・ 無償 ）
- (2) 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。
・同用地は、（○ 図示の場所に ・ 用意していないので業者にて ）設けること。
・同用地に対する借地借家料を（ ）円見込んでいる。
- (3) 足場その他
足場及び作業構台の類を（ ・ 本工事で設置する ○ 関連工事が設置するものを無償で利用できる ）。
・外部足場（種類： ・ 仕様： 枚布、D= cm、シート仕様： ）
※足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（建築標仕<2>2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。ただし、監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。
・内部足場（種類： ・ 仕様： 枚布、D= cm）

4. 配管工事

- (1) 配管材料については、次表による。

用 途	名 称	番 号	備 考
冷水・温水・冷温水	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	SUS304
	一般配管用ステンレス鋼管	JIS G 3448	SUS304
冷却水	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA（管端防食継手）
膨張・空気抜・補給水	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
蒸気（往）	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
蒸気（還）	圧力配管用炭素鋼鋼管(黒 Sch 40)	JIS G 3454	STPG370
油・油用通気	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
冷 媒	冷媒用断熱材被覆鋼管	JCDA 0009	ポリエチレン保温材（難燃性）
空調用排水	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 又は6742	VP(30φ以下はJIS K 6742 を適用してもよい)
	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
	耐火二層管(内管VP)		
	結露防止層付硬質ポリ塩化ビニル管		
給 水 (地中埋設)	○水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA（管端防食継手）
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD（管端防食継手）
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	①W又は②W
	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	EF継手
	給水用高密度ポリエチレン管	PWA 005、JP K 002	
	○硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
排水・通気	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
	○耐火二層管(内管VP)		PS内100φ以上と図示部
排水 (地中埋設)	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	JIS K 9798	RS-VU
給 湯 (地中埋設) (コンクリート内)	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA（管端防食継手）
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
	ポリブテン管	JIS K 6778	
	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JIS K 6776	HTVP
消 火 (地中埋設)	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	WSP 041	SGP-VS
ガ ス (地中埋設) (地中埋設)	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(黒)		
	ガス用ポリエチレン管	JIS K 6774	SGP

（注）表中の○印のある配管材料を本工事に適用する。

- (2) 図面に記載なき防振継手は、（ ・ 合成ゴム製 ・ ペローズ形 ）とする。
- (3) 図面に記載なき伸縮管継手は、（ ・ ペローズ形 ・ スリーブ形 ）とする。
- (4) 弁類で、ステンレス鋼管に取り付けけるものは、呼径50以下は青銅製、呼径65以上はステンレス製とする。
- (5) 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。（標仕<2>2.6.1、<2>2.6.3）
- (6) 水圧試験、満水試験、気密試験等は、配管途中若しくは隠ぺい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。（標仕<2>2.9.1）

5. 保温・塗装工事

- (1) 保温工事
・空調対象室部分（天井内を含む）に設置する全熱交換器の外気取入用ダクト及び排気用ダクトの保温は25mm厚とする。
・給水管の床下、暗渠内及び屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。
・消火管の屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。
・給水用配管でポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント及び弁は保温を行わない。
- (2) 塗装工事
・次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。
（ ・ ダクトスペース、パイプシャフト内 ・ ）
・次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。（ ・ 一般居室、廊下等 ・ ）
・屋内、屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装不要とする。
・硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る。

6. その他共通事項

- (1) 支持金物等
・屋外及びピット内の支持金物等はステンレス製又は鋼材にJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。
- (2) 用途等の表示
・機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。（標仕 <1>1.7.4）
なお、屋外及び水気のある場所（弁柵内等を含む）での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候性を有するカッティングシートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。
- (3) 制御配線、計装配線等
・使用する電線及びケーブルは、標仕<4>1.5.1 表4.1.11による他、製造者の標準仕様による。なお、EM電線、EMケーブルを選択するよう努める。

3 章 衛生器具設備

1. 小便器用節水装置

図面に特記なき場合は、洗浄水量が4L／回以下とし、使用状況により洗浄水量が制御できるものとする。

形式 ○小便器一体型 ・ 小便器分離型
方式 ○個別感知の電源種別（※AC電源 ・ ）

2. 自動水栓

電源種別 (○)AC電源 ・ 自己発電 ・ ）

3. 大便器

大便器の洗浄水量は6.5L／回以下とする。

4. 施工

- (1) 衛生器具をコンクリート又はれんがに壁に取り付ける場合は、エキスパンションボルト又は樹脂製プラグを使用し、木れんがの場合は、防腐剤を塗布したものを壁体に埋込む。（標仕<5>2.1.1）
- (2) 衛生器具をコンクリートブロック壁面に取り付けずる場合は、補強のため取付部分のブロック内の空洞部分をモルタル等で埋める。また、間仕切り壁等の場合は、壁内に補強材を取り付ける。（監理指針<5>2.1.1）
- (3) 衛生器具と排水管の接続は、標準図〔施工65〕大便器、小便器、洗面器及び掃除流しとビニル管接続要領 による。

4 章 給水設備

1. 配管材料等

- (1) ビニル管の接合方法は（ ○ 接着接合 ・ ゴム輪接合（直管以外の継手部には離脱防止金具取付とする） ）とする。
- (2) ポリエチレン管の接合方法は、50A以下は（ ・ メカニカル接合 ・ 電気融着接合 ）、75A以上は電気融着接合とする。
- (3) 特記なき給水管の最小管径は呼径20とする。
- (4) 水道直結配管の引き込みは水道事業者の指定による。

2. 量水器・量水器樹

- (1) 量水器
・親メーター （ ・ 借用 ・ 買取（ ・ 現地表示式（直読式） ・ 遠隔表示式（パルス式） ）
・子メーター （ ・ 買取 ・ 借用（ ・ 現地表示式（直読式） ・ 遠隔表示式（パルス式） ）
- (2) 量水器樹
・親メーター用 （ ・ 水道事業者の指定品 ・ 標準図〔機材57〕量水器樹 ）
・子メーター用 （ ・ 標準図〔機材57〕量水器樹 ・ 水道事業者の指定品 ）

3. 弁類

- (1) 弁類で、公営水道に直結する配管に使用するものはJIS-10Kとし、高置水槽以降の配管に使用するものはJIS-5Kとする。ただし、特記部分はJIS-10Kとする。
- (2) 給水引込部の（ ・ 止水栓 ・ 弁柵）は水道事業者の指定品とする。
- (3) 定水位調整弁は（ ・ 標準仕様書による（付属品含む） ・ 水道事業者指定品 ）とする。
なお、定流量弁を定水位調整弁の手前に設置する。
- (4) 緊急遮断弁装置の屋外に設置する制御盤は、ステンレス製とする。

4. 水栓・水栓柱

- (1) 水栓
・屋外の水栓は（ ・ キー式ハンドル ・ 図示 ）による。
・台所流し用の水栓は、泡沫式とする。
- (2) 水栓柱
・ 合成樹脂製 ・ アルミニウム合金製 ・ ステンレス鋼製 ・

5 章 給湯設備

1. 配管材料等

- (1) 湯沸器、給湯機廻りの付属配管等は製造者の標準品とする。

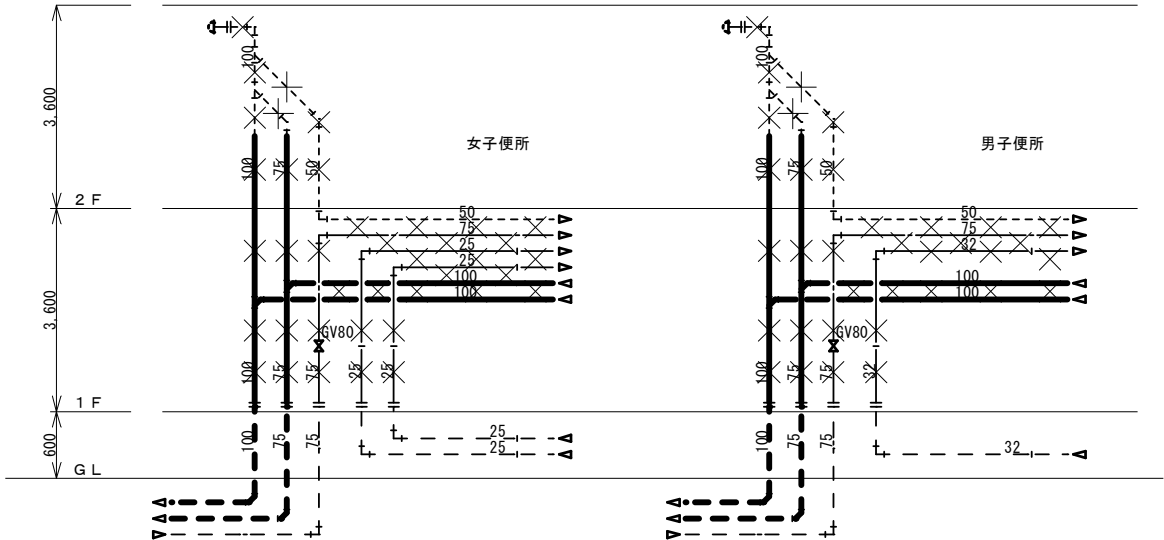
徳島県県土整備部営繕課		工事名 R 7 営繕 海部高等学校 海・大里 トイレ改修工事		図面番号 機特-02	通し番号 29	 (株)林 建 築 事 務 所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL：088-654-0359 一級建築士登録：第100387号 林 茂樹 FAX：088-623-7425
		図面名 機械設備工事特記仕様書（2）		縮尺 NO SCALE		
設計 R6.07	竣工					

新 設 器 具 表

名 称	参考品番 ：TOTO	参考品番 ：LIXIL	国交省対象 JIS記号	付 属 品 及 び 仕 様（※便宜上TOTO品番としている）	2階				数 量
					女子 便 所	男子 便 所			
洋風便器	CS597BS	BC-P20SU	C1200S	SH596BAR TCF116 YH702：タンク式 暖房便座（AC100V-52W）・棚付二連SUS紙巻器	3	2			5
擬音装置	YES402R	KS-622	-----	露出タイプAC100V-1W	3	2			5
小便器	UFS900R	U-A51AP	U620	：低リフト・自動洗浄（AC100V-0.5W）節水タイプ	—	2			2
カウンター式洗面器	-----	-----	-----	建築工事（配管接続調整は本工事）：洗面＊ウ＊x2・自動水栓	1	1			2
化粧鏡	-----	-----	-----	建築工事：フリーサイズ	1	1			2
掃除流し	SK22A	S-202A	-----	T23AEQ20C T37SGEP TN114 T9R TK22：壁給水	1	1			2
可動式手すり	-----	-----	-----	建築工事	—	—			—
L型手すり	-----	-----	-----	建築工事	—	—			—
小便器用手すり	-----	-----	-----	建築工事	—	—			—
掃除用水栓	-----	-----	-----	：吐水口回転式	—	—			—

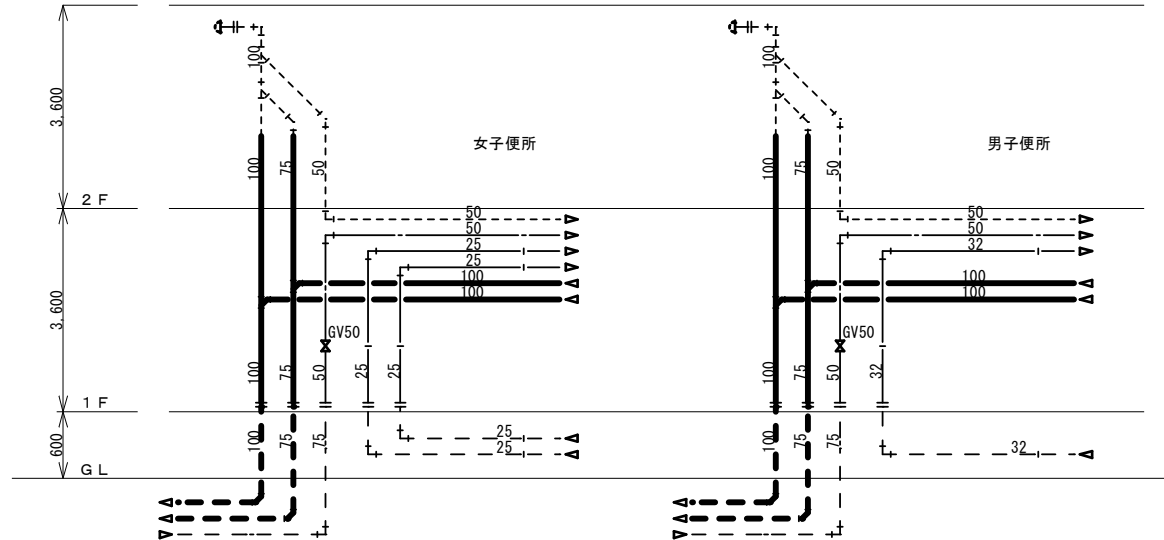
撤 去 器 具 表

名 称	参考品番 ：TOTO	2階								数 量
		女子 便 所	男子 便 所							
和風便器	建築工事：C375VF：FV	4	2							6
紙巻器	-----	4	2							6
小便器	U23：壁掛	—	3							3
仕切板	A100	—	3							3
洗面器	L220D：単水栓	2	2							4
掃除流し	SK22A	1	1							2
掃除用水栓	-----	—	—							—
水石嵌入れ	-----	—	—							—
L型手すり	建築工事	—	—							—
I型手すり	建築工事	—	—							—
小便器用手すり	建築工事	—	—							—
鏡	建築工事	2	2							4



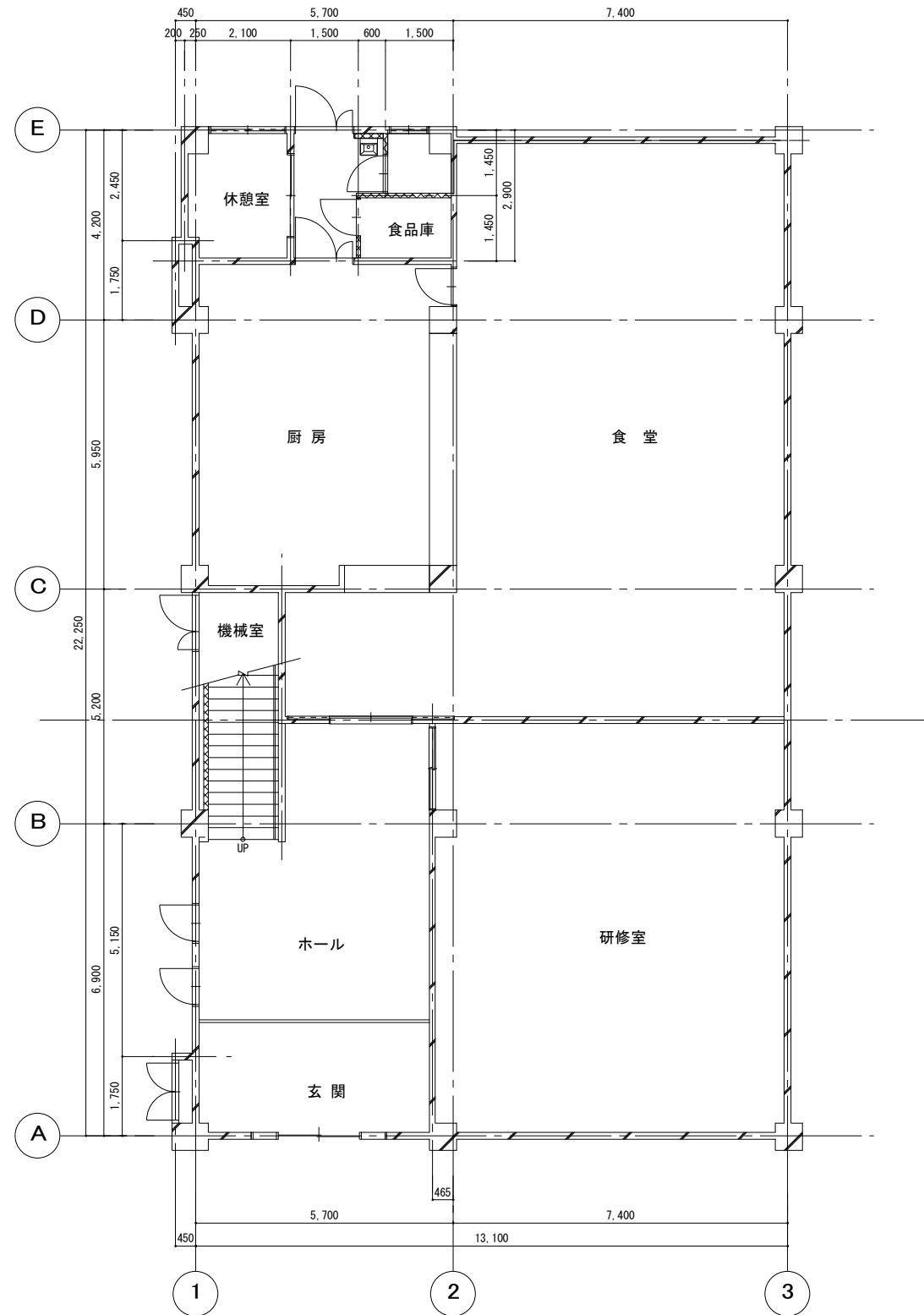
改修前系統図

図示 × は既設配管撤去を示す。
（撤去後の配管穴埋め補修共）
図示 --- は既設のままを示す。
図示 —|— は既設配管切断位置を示す。

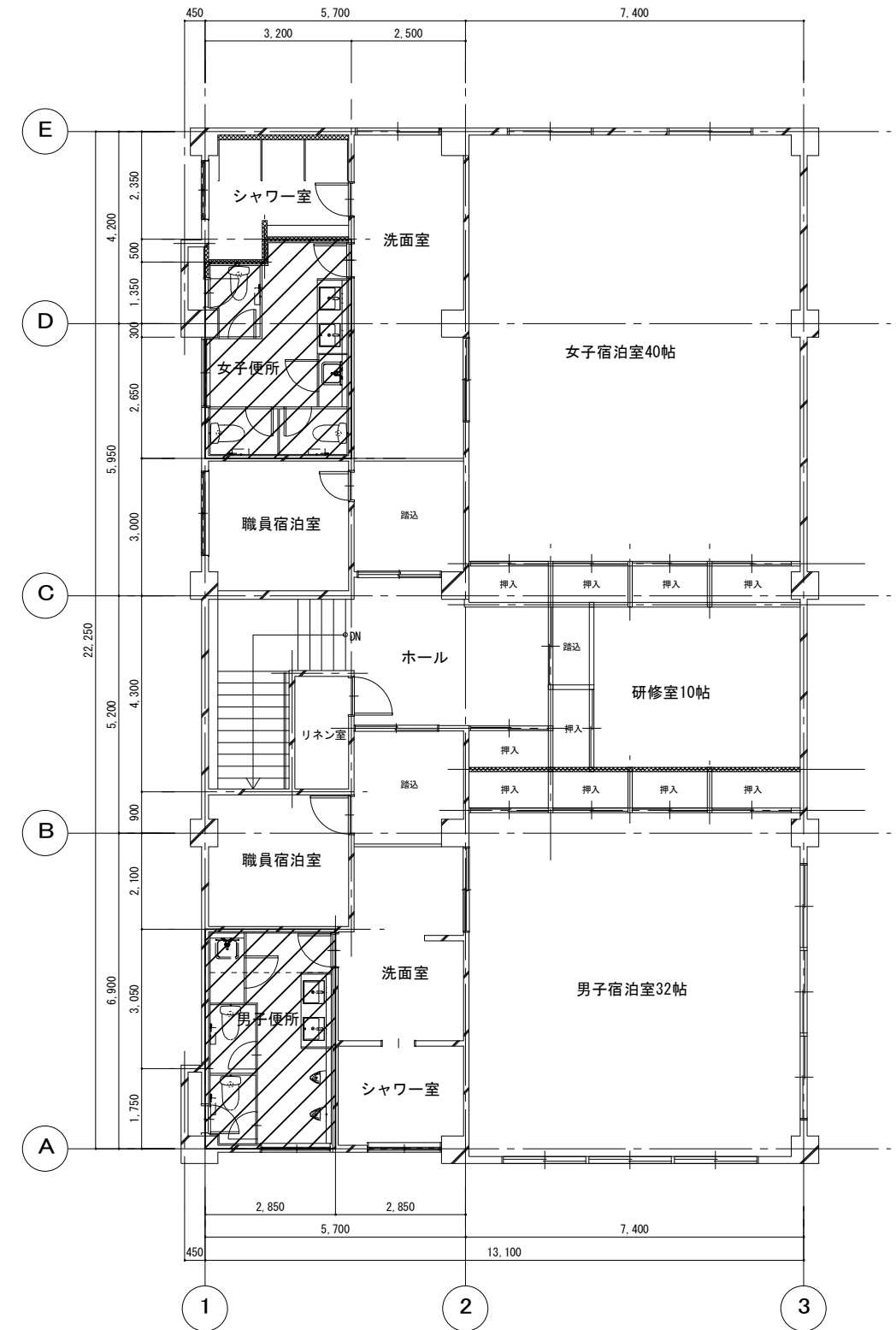


改修前系統図

図示の実線配管は新設を示す。
図示 --- は既設のままを示す。
図示 —|— は既設配管に接続を示す。



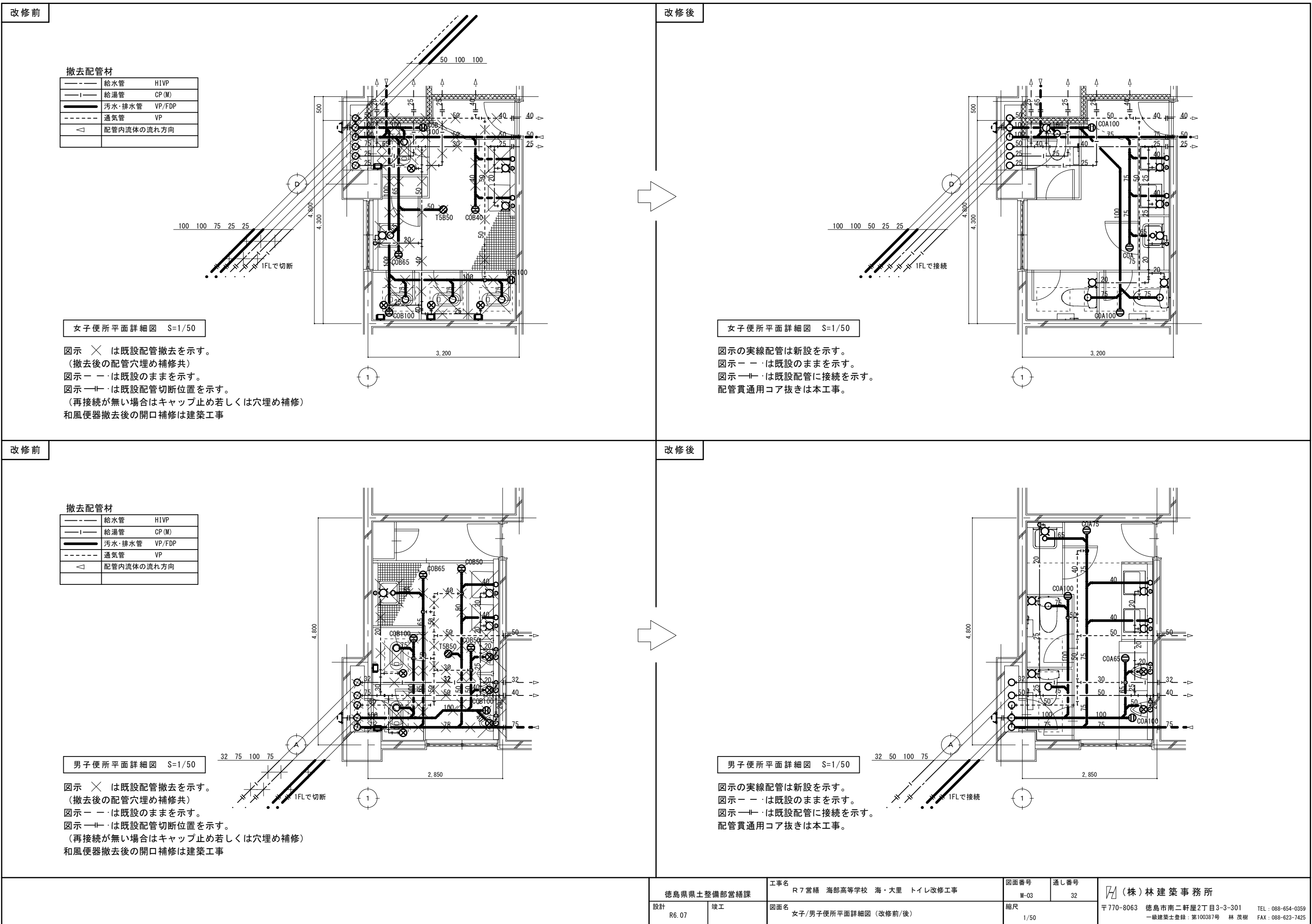
1階平面図 SC=1/100



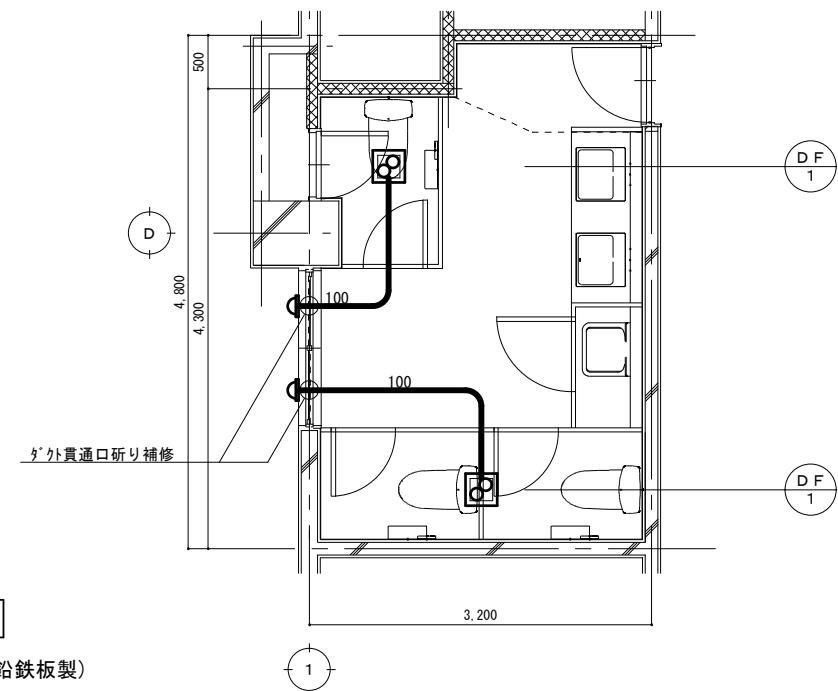
2階平面図 SC=1/100

【凡例】
: 改修範囲を示す

徳島県県土整備部営繕課		工事名	R 7 営繕 海部高等学校 海・大里 トイレ改修工事	図面番号	M-02	通し番号	31	 (株)林建築事務所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL: 088-654-0359 一級建築士登録: 第100387号 林 茂樹 FAX: 088-623-7425
設計	R6. 07	竣工		図面名	1 ~ 2 階平面図 (改修後)		縮尺	1/100

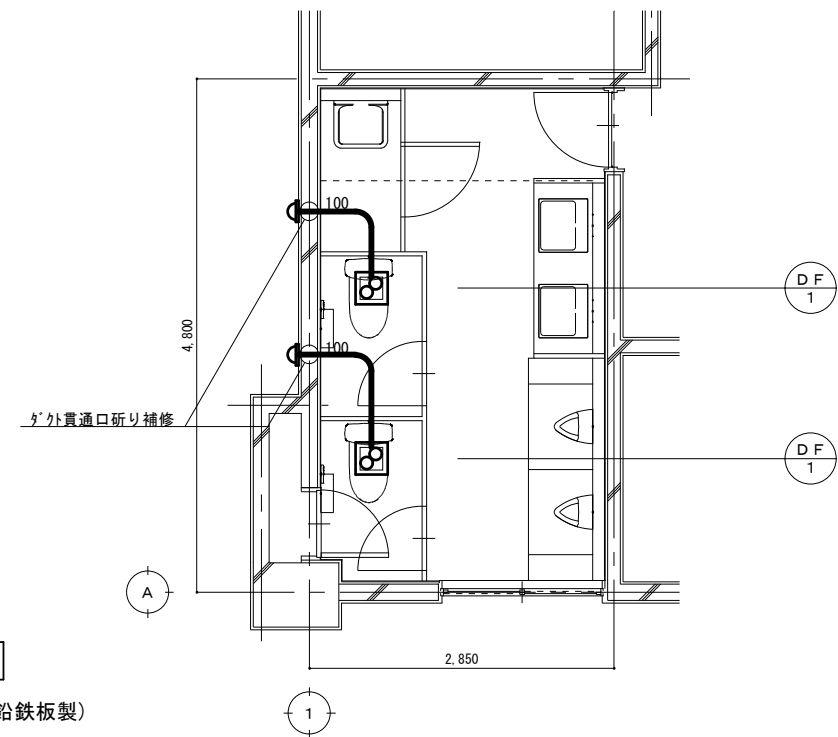


新設機器表						
記 号	機 器 名 称	仕 様	動 力		台数	備 考
			φ - V	消費電力 W		
D F 1	ダクト用換気扇	天井埋込形サニタリー用 低騒音形 大風量タイプ	1-100	23.0	4	
		ダクト径 100φ				
		風量 220m ³ /h (開放風量)				
		深形パイプフード (SUS製・ダクト付) 天吊金具 他付属品共				
特記事項						
1. 消費電力は参考値とする。						



女子便所平面詳細図 S=1/50

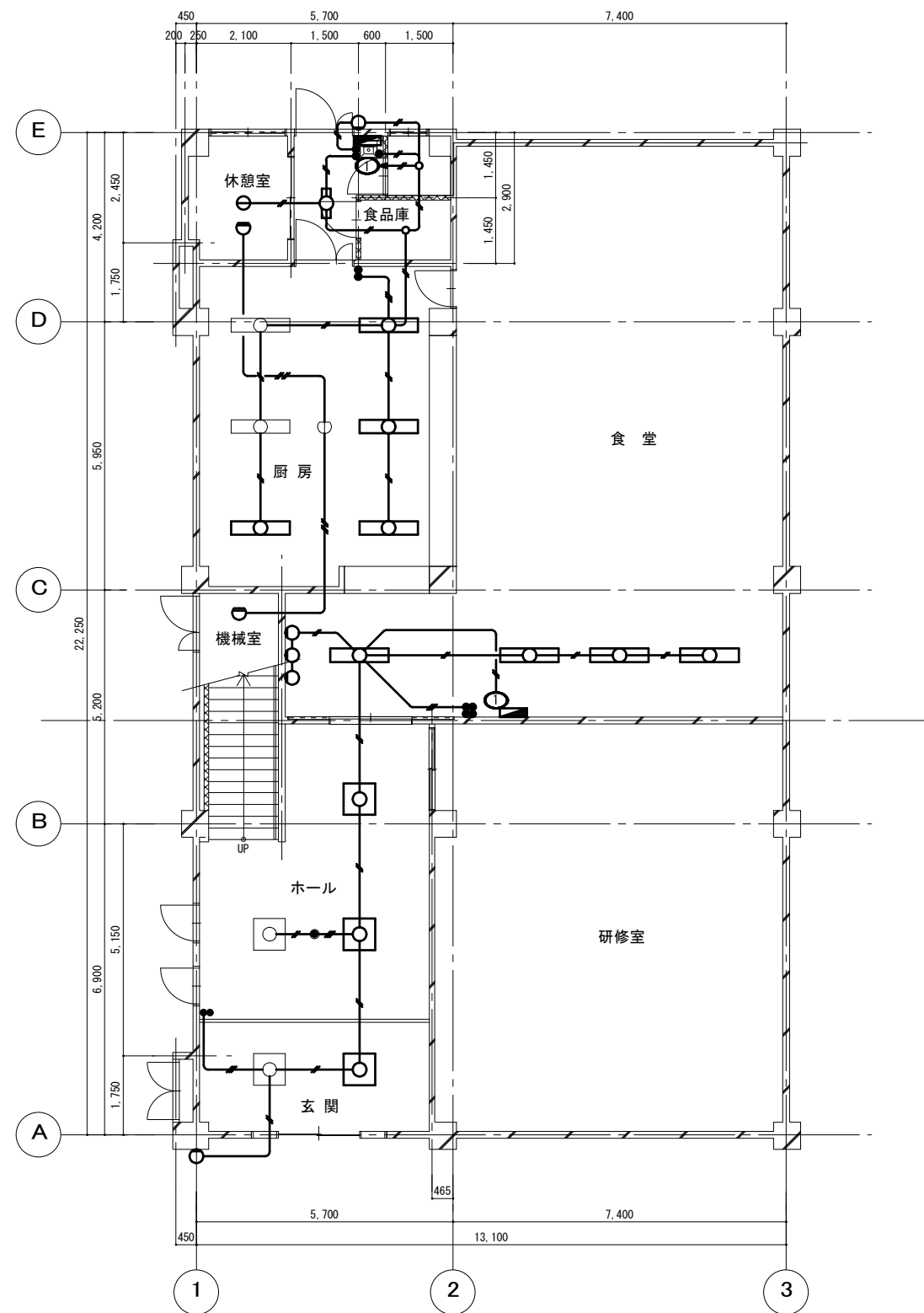
換気ダクトはスパイラルダクト(亜鉛鉄板製)



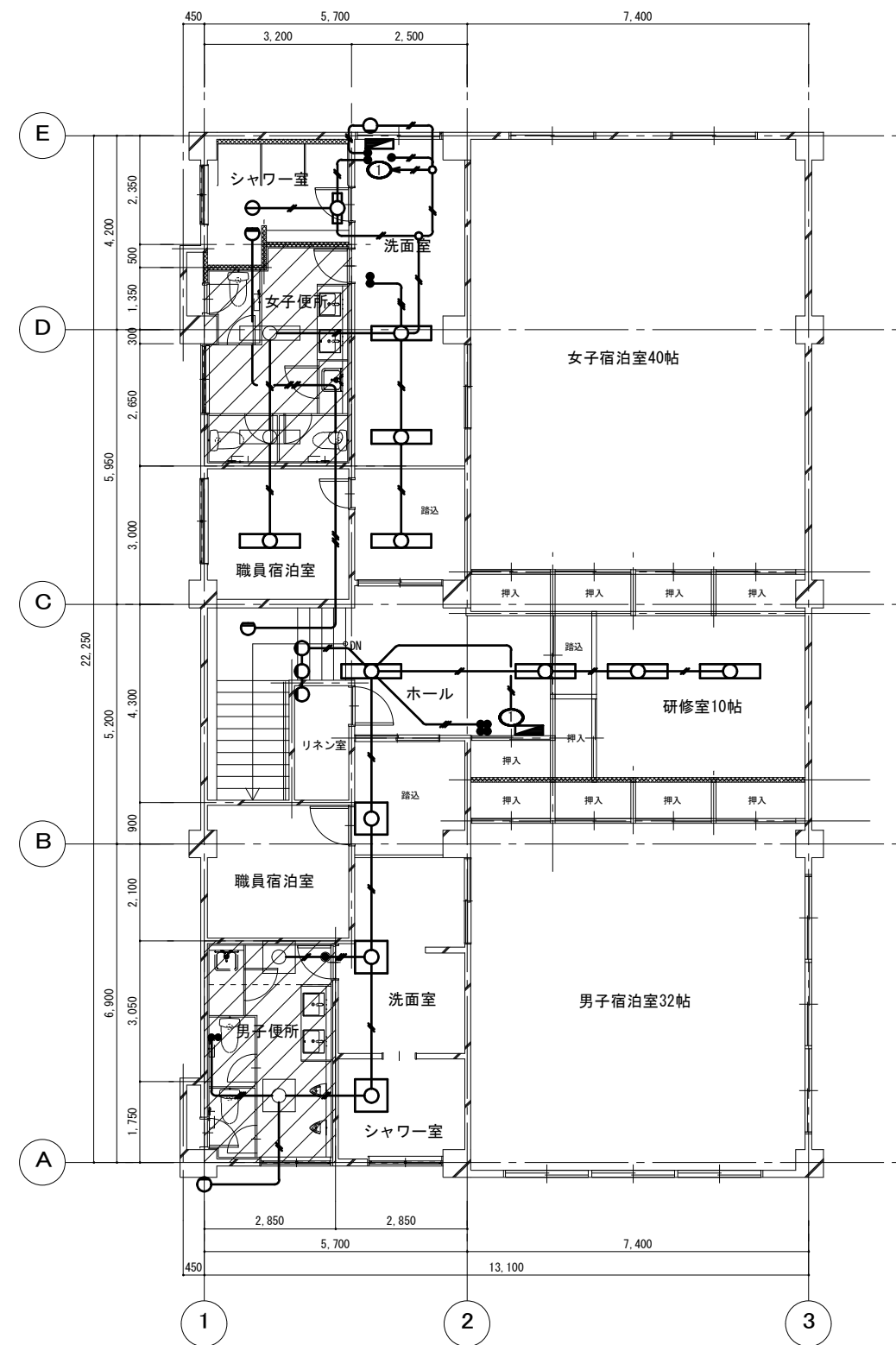
男子便所平面詳細図 S=1/50

換気ダクトはスパイラルダクト(亜鉛鉄板製)

徳島県県土整備部営繕課		工事名 R 7 営繕 海部高等学校 海・大里 トイレ改修工事		図面番号 M-04	通し番号 33	E (株) 林 建 築 事 務 所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL : 088-654-0359 一級建築士登録 : 第100387号 林 茂樹 FAX : 088-623-7425
		設計 R6. 07	竣工	図面名 換気設備 女子/男子便所平面詳細図		



1 階平面図 SC=1/100



2 階平面図 SC=1/100

【凡例】
: 改修範囲を示す

徳島県県土整備部営繕課		工事名 R 7 営繕 海部高等学校 海・大里 トイレ改修工事	図面番号 M-05	通し番号 34	 (株)林建築事務所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL : 088-654-0359 一級建築士登録 : 第100387号 林 茂樹 FAX : 088-623-7425
設計 R6. 07	竣工	図面名 支障物件確認図 1～2 階平面図 (改修前)	縮尺 1/100		

